追加型株式投資信託 / 分配金複利けいぞく投資可能

グローバル・ソブリン・オープン



投資信託説明書 (目論見書)

2006.8

国際投信投資顧問

*本書は証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

追加型株式投資信託 / 分配金複利けいぞく投資可能

グローバル・ソブリン・オープン

毎月決算型

投資信託説明書 (交付目論見書)

2006.8

国際投信投資顧問

*本書は証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

- 1.この目論見書により行うグローバル・ソブリン・オープン(毎月決算型)の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成18年2月17日に関東財務局長に提出しており、平成18年2月18日にその届出の効力が発生しております。また同法第7条の規定に基づき有価証券届出書の訂正届出書を平成18年4月3日、平成18年5月15日および平成18年8月17日に関東財務局長に提出しております。
- 2.グローバル・ソブリン・オープン(毎月決算型)は、公社債など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。ファンドの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがってファンドは元本が保証されているものではありません。
- 3.本書は証券取引法(昭和23年法第25号)第13条第2項第1号の規定に基づく目論見書です。
- 4.証券取引法(昭和23年法第25号)第13条第2項第2号に規定する「ファンドの詳細情報」を記載した請求目論見書は投資者から請求された場合に交付されます。また、投資者が請求目論見書の交付を請求した場合には、投資者も自ら交付請求をしたことを記録しておいてください。なお、当該内容は金融庁のEDINET(電子開示システム)および委託会社のホームページで閲覧することができます。
 - ・ファンドは、公社債など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本が保証されているものではありません。
 - ・投資信託は、金融機関の預金と異なり、元本保証および利回り保証をするものではありません。
 - ・投資信託は、預金保険の対象ではありません。
 - ・投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客さまに帰属します。
 - ・登録金融機関は、証券会社とは異なり、投資者保護基金には加入しておりません。
 - ・投資信託は、保険契約における保険金額とは異なり、受取金額等の保証はありません。
 - ・投資信託は、保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

< 金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項 >

当ファンドは、主に国内外の債券を投資対象としています。したがって、当ファンドの 基準価額は、組入れた債券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、 これにより損失を被ることがあります。また、組入れた債券の発行者の経営・財務状 況の変化またはそれらに関する外部評価の変化等により、損失を被ることがあります。

発行者名 : 国際投信投資顧問株式会社

代表者の役職氏名 : 取締役社長 増田 健一

本店の所在の場所 : 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号

届出の対象とした募集(売出)内国投資信託受益証券に係るファンドの名称

: グローバル・ソブリン・オープン(毎月決算型)

届出の対象とした募集(売出)内国投資信託受益証券の金額

: 上限10兆円

縦覧に供する場所:該当事項はありません。

投資信託振替制度への移行について(お知らせ)

投資信託振替制度とは

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税等の税制優遇措置が平成20年1月以降も継続されます。

ファンドは、平成19年1月4日より、投資信託振替制度への移行を予定しており、移行後のファンドの受益権は「社債等の振替に関する法律」の規定の適用を受けることとします。

政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め、以下「社振法」といいます。

振替受益権について

平成19年1月4日より、ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、国際投信投資顧問株式会社(以下「委託会社」といいます。)があらかじめこのファンドの受益権を取扱うことに同意した振替機関およびこの振替機関に係る口座管理機関(以下「振替機関等」という場合があります。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

ファンドの受益権は、本交付目論見書の「その他の情報」中の「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および「 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

既に発行された受益証券の振替受益権化について

委託会社は、本交付目論見書の「管理及び運営の概要」中の「5約款の変更」に記載の手続きにより、信託約款の変更を行う予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとします。

原則としてファンドの平成18年12月29日現在のすべての受益権 を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受 入簿に記載または記録するよう申請します。

ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後、当該申請を行うものとします。

受益権につき、すでに信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。

振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日に係る収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託会社は、受益者を代理してこのファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

くわしくは後述の「信託約款(平成19年1月4日適用予定)の変更内容案について」をご覧ください。

以上

目 次



ファンドの概要	g	01
ファンドの性材	各	03
	ファンドの目的	
	ファンドの基本的性格	
	信託金の限度額	
	ファンドの仕組み	
	委託会社が関係法人と締結している契約の概要	
運用の特色		07
投資方針		11
JZ 54/JEI	基本方針	
	投資態度	
	投資対象	
	運用の形態等	
	投資制限	
運用体制		15
投資リスク		17
投資リスクに	対する管理体制(管理体制)	19
分配方針		21
	収益分配方針	
	分配対象収益額の範囲	
	分配対象収益についての分配方針	
	留保益の運用方針	
	収益の分配方式	
	収益分配金の交付	
	収益分配金に対する課税	
手続等の概要		25
	申込期間	
	申込取扱場所(販売会社)	
	申込(販売)手続等	
	換金(解約)手続等	

CONTENTS



手数料等及び	税金	33
	申込手数料	
	換金(解約)手数料	
	信託報酬等	
	その他の手数料等	
	課税上の取扱い	
管理及び運営	の概要 ·········	41
	資産の評価	
	信託期間	
	計算期間	
	ファンドの償還条件等	
	約款の変更	
運用状況		45
	投資状況	
	投資資産	
	運用実績	
財務ハイライ	ト情報	53
その他の情報		55
	内国投資信託受益証券の形態等	
	発行(売出)価額の総額	
	振替機関に関する事項	
	振替受益権について	
	既発行受益証券の振替受益権化について	
	日本以外の地域における発行	
	委託会社の概況	
	内国投資信託受益証券事務の概要	_
ファンドの詳細	明情報の項目(詳細情報の項目)	59
グローバル・ソ	ノブリン・オープン(毎月決算型)約款	62
グローバル・ソ	ノブリン・オープン マザーファンド約款	86



ファンドの概要



本概要は、目論見書の記載内容を要約したものです。 詳細につきましては、目論見書の該当箇所をご覧ください。

項目	内容
ファンドの名称	グローバル・ソブリン・オープン(毎月決算型) (以下「ファンド」という場合があります。)
商品分類	追加型株式投資信託 / 分配金複利けいぞく投資可能
運用の基本方針	ファミリーファンド方式により、世界主要先進国のソブリン債券に分散投資し、リスク分散をはかったうえで、長期的に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。なお、ファンドの主要投資対象であるグローバル・ソブリン・オープンマザーファンド(以下「マザーファンド」ということがあります。)の投資態度は以下の通りです。 世界主要先進国の国債、政府機関債等(原則としてA格以上のもの)に分散投資し、リスク分散をはかったうえで、長期的に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。 国別資産配分については、投資対象国毎に債券投資収益率予測(金利予測)と為替収益率予測を行い、双方から得られる国別の予想収益率をベースに最適*な組合わせを算出し、これに基づいたポートフォリオを構築します。(ポートフォリオの構築過程では定量および定性的要素が勘案されます。) 円投資家の立場から最適*な国別の資産配分(カントリー・アロケーション)を行うことにより、リスクの管理とリターンの追求をはかります。資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。*「最適」とは結果として最適となることを意味するものではありません。
主要投資対象	マザーファンド受益証券を通じて世界主要先進国のソブリン債券を主要投資対象とします。 ファンドは、OECD 加盟国(平成18年6月末現在30ヵ国)のうち、信用力の高い国(A格以上のもの)の債券を主要投資対象とします。
主な投資制限	外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。 *くわしくは、「投資制限」を参照してください。
価格変動リスク	公社債など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本が保証されているものではありません。*くわしくは、「投資リスク」を参照してください。
当初設定日	平成9年12月18日
信託期限	無期限
決算日	毎月17日(休業日のときは翌営業日)
お申込期間	平成 18年2月18日から平成19年2月15日まで。 ただし、お申込みの受付は日本における販売会社の営業日に限り行われます。 *お申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

原則として換金の受付日から起算して5営業日目から、販売会社において、受益者にお支払いします。

* ご投資者のみなさまにおかれましては、ファンドの内容およびリスクなどについてご理

解のうえ、お申込みいただきますようお願い申し上げます。

換金の受付日の翌営業日の基準価額の0.5%とします。

社が受付けたものを当日の換金請求とします。

信託財産留保額

運用の特色

投資方針

運用体制

投資リスク

管理体制

分配方針

及び税金 等

運営の概要

運用状況

約款



ファンドの性格



$\langle 1 \rangle$

ファンドの目的

ファミリーファンド方式 ¹により、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産 ²の成長をはかることを目的として運用を行います。

図1

ファミリーファンド方式の仕組み

投資者(受益者3)

申込金



収益分配金・償還金

グローバル・ソブリン・オープン(毎月決算型)

ベビーファンド

投資



損益

グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド

マザーファンド

投資





損益

証券・金融市場*

*ファンドの主な投資対象は世界主要先進国のソブリン債券です。

2

ファンドの基本的性格

追加型 4株式投資信託 6です。

(3)

信託金の限度額

10兆円です。

*信託金の限度額は、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

みです。 2 信託財産

ファンドにおいて運用される債券や 株式などの有価証券や現金などの財 産をいいます。信託財産は、受託会 社により保管・管理されています。

1ファミリーファンド方式

受益者から投資された資金をまとめ

た投資信託をベビーファンドとし、 その資金の全部または一部をマザー

ファンドに投資して、マザーファン

ドにおいて実質的な運用を行う仕組

3 受益者

ファンドを取得した投資者のことです。

4 追加型投資信託

ファンド設定後も、いつでも取得の 申込みができるファンドをいいます。 オープン型投資信託ともいいます。 (単位型投資信託⁵)

5 単位型投資信託

取得の申込みがファンドの設定前に 限られているファンドをいいます。 スポット型投資信託ともいいます。 (追加型投資信託)

6 株式投資信託

株式を約款上、少しでも組入れることが可能なファンドを株式投資信託といいます。主として債券に投資するファンドであっても、株式に投資できるファンドは株式投資信託に分類されます。(公社債投資信託⁷)

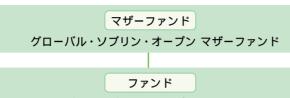
7 公社債投資信託

主に公社債や短期金融商品で運用 し、約款上、株式には一切投資でき ないファンドをいいます。

ファンドの什組み

図2

委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割



グローバル・ソブリン・オープン(毎月決算型)

委託会社 8

国際投信投資顧問株式会社

信託財産の運用指図、受益証 12の発行を行うとともに受 益証券の募集、一部解約、収益 分配金 13の再投資ならびに収 益分配金、一部解約金および 償還金の支払い等を行います。



受託会社 9

りそな信託銀行株式会社 信託財産の管理業務等を行います。 (再信託受託会社: 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)



投資顧問会社 10

ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社 信託財産の運用に係る助言および 情報提供を行います。

証券投資信託の募集・販売の 取扱い等に関する契約

販売会社 11

受益証券の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益 分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金 の支払いの取扱い等を行います。

販売会社の照会先は以下の通りです。

お問い合わせ先

国際投信投資顧問株式会社(信託契約に係る委託者であり、以下「委託会社」という場合があります。) **550** 0120-759311

受付時間:委託会社の営業日の午前9時~午後5時(半休日のときは午前9時~正午) ホームページアドレス http://www.kokusai-am.co.jp

8 委託会社

信託財産の運用指図、受益証券の 発行等を行う運用会社で、委託者 ともいいます。

商品性格や運用方針などを決め、 受託会社への指図を通じて実質的 な運用を行う会社です。また、投 資者に商品を説明する書類(目論 見書)や運用内容・結果を説明す る書類(運用報告書)の作成などを 行います。

9 受託会社

信託財産の保管や管理を行う信託 会社または信託業務を行う銀行 で、受託者ともいいます。

信託契約の締結、信託財産の保管 や管理、信託財産の計算(受益証券 の基準価額の計算を含みます) 受 益証券の認証、外国証券を保管や 管理する外国の保管銀行への指示 または連絡などの業務を行います。

10 投資顧問会計

信託財産の運用に必要な情報提供 や助言を行う会社です。

国内系運用会社が外国証券へ投資 を行うときに投資アドバイザーとし て外国の運用会社から、または外 資系の運用会社が本国から投資ア ドバイスなどを受ける場合があり ます。

11 販売会社

ファンドを実際に募集する、窓口 になる会社のことです。具体的に は証券会社、銀行、保険会社など です。

12 受益証券

ファンドの収益を受ける権利(受益 権)を表示した有価証券の一つで、 委託会社が発行します。原則とし て無記名ですが、記名式にするこ ともできます。

13 収益分配金

決算が行われた際、運用により得 た収益から受益者に支払われるも のです。金額は、収益分配方針に 沿って委託会社が決定しますが、 支払われない場合もあります。

管理体制

(5)

委託会社が関係法人と締結している契約の概要

・証券投資信託契約(委託会社と受託会社との契約)

証券投資信託の運用の基本方針、運営方法ならびに委託会社、受 託会社および受益者との権利義務関係ならびに受益証券の取扱い 方法等が定められています。

・投資顧問契約(委託会社と投資顧問会社との契約)

ファンドの運用のための情報および助言等の提供についての方法ならびに投資顧問会社が受ける報酬等が定められています。

・証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約 (委託会社と販売会社との契約)

受益証券の募集・販売の取扱い、一部解約事務ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の受益者への支払いの取扱いに関する方法等が定められています。

の概要

運用の特色 投資方針

運用体制 投資リスク 管理体制

分配方針

概要の

運営の概要

運用状況 財務ハイ その他の

の項目報

約款





運用の特色



ファミリーファンド方式により、世界主要先進国のソブリン 債券 ¹⁴に分散投資し、リスク分散をはかったうえで、長期的に 安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。

*資金動向や市況動向によっては、以下のような運用ができない場合があります。



ファンドは、OECD加盟国(平成18年6月末現在30ヵ国)のう ち、信用力の高い国(原則としてA格以上のもの)の債券を主要投 資対象とします。平成18年6月末現在、主要投資対象国は次の通 りです。

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィ ンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、オ ランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ス ペイン、スウェーデン、スイス、イギリス、アメリカ、日本



債券には、その元本および利息の支払いの確実性の度合いに より、格付機関(Moody s社、S&P社等)によって格付け 15が なされています。ファンドが投資対象とする各国の債券にはい ずれも、原則としてA格以上(以下の赤い字の部分)の格付けが なされています。

14 ソブリン債券

各国政府や政府機関が発行する債券 の総称で、自国通貨建・外貨建があ ります。また、世界銀行やアジア開 発銀行など国際機関が発行する債券 もこれに含まれます。

15格付け

債券などの元本や利息が償還まで当 初契約の定め通り返済される確実性 の程度を評価したものをいいます。 格付評価機関が債券などの発行者の 財務能力、信用力、今後の方向性等 を分析、評価して、数字や記号で簡 潔に表します。

16 八イ イールド ボンド

格付機関から付与される格付けが 投資適格に満たない債券(BB格 (Ba格)相当以下の格付けの債券) のことをいいます。

格付けのしくみ

Moody's社 S&P社 高い信用力 AAA Aaa AA Aa 投資適格債 Α Α Baa **BBB** 格付け BB Ba В В Caa CCC 高利回り債 (ハイ イールド ボンド 16) Ca CC C C

低い信用力

*グローバル・ソブリン・オープン(毎月決算型)は、原則として A格以上の債券に投資しています。

	Moody's社	S&P社
オーストラリア	Aaa	AAA
オーストリア	Aaa	AAA
カナダ	Aaa	AAA
デンマーク	Aaa	AAA
フィンランド	Aaa	AAA
フランス	Aaa	AAA
ドイツ	Aaa	AAA
アイルランド	Aaa	AAA
ルクセンブルグ	Aaa	AAA
オランダ	Aaa	AAA
ニュージーランド	Aaa	AAA
ノルウェー	Aaa	AAA
スペイン	Aaa	AAA
スウェーデン	Aaa	AAA
スイス	Aaa	AAA
イギリス	Aaa	AAA
アメリカ	Aaa	AAA
アイスランド	Aaa	AA+
ベルギー	Aa1	AA+
イタリア	Aa2	AA -
ポルトガル	Aa2	AA -
チェコ	A 1	Α
ギリシャ	A1	Α
ハンガリー	A 1	BBB+
日本	A2	AA -
スロバキア	A2	Α
ポーランド	A2	A -
韓国	A3	A +
メキシコ	Baa1	Α
トルコ	Ba3	BB

^{*}赤い字で記載された22ヵ国がグローバル・ソブリン・オープン(毎月決算型) の投資対象国です。

^{*}上記の各国の格付状況は、平成18年6月末現在の自国通貨建長期債務格付け であり、今後、各国の政治、経済、社会情勢等により変更になることがあり ます。

17 インカムゲイン

債券の利子、株式の配当、預金の利 息等から得られる収益のことです。

18 キャピタルゲイン

債券、株式、先物取引など有価証券 の値上がりによる収益のことです。 反対に値下がりによる損失をキャビ タルロスといいます。

19 基準価額

ファンドの資産総額から負債総額を 控除した金額(純資産総額 20)をそ のときの受益権総口数で除した1口 当たりの純資産価額をいいます。 (ただし、便宜上1万口当たりに換算 した価額で表示することがあります。) 基準価額は、組入れる有価証券等の 値動き等により日々変動します。

20 純資産総額

ファンドに組入れられている公社債 や株式等をすべて時価評価し、公社 債等の利息や株式の配当金などの収 入を加えたものから未払金などの負 債総額や投資信託の運用に必要な費 用などのコストを差引いたもので、 ファンドの規模を表す数字として利 用されます。

21 為替ヘッジ

外貨建資産に投資する場合、円高が 進むと為替差損によって基準価額が 値下がりする場合があります。この 為替変動によるリスクを軽減する手 段の一つです。ただし為替ヘッジを 行うと、円安になった場合でも為替 差益による基準価額の上昇はあまり 望めなくなります。また為替ヘッジ 取引には、およそ内外の短期金利差 に相当するコストがかかります。

22 デュレーション

「金利変動に対する債券価格の変動 性」を示すもので、債券に投資した 場合の平均投資回収年限を表す指標 です。値が大きいほど、投資元本の 回収までに時間がかかり、その間の 金利変動に対する債券価格の変動 (感応度)が大きくなります。



ファンドは安定したインカムゲイン 17の確保に加え、金利変 動等に伴う債券価格の変動リスクおよび為替変動リスクを管理 することにより、キャピタルゲイン 18の獲得を目指します。ポ トフォリオの構築にあたっては、期待される債券予想収益と 為替予想収益を総合的に判断したうえで、円投資家の立場から 最適*な国別資産配分(カントリー・アロケーション)を決定し、 債券ポートフォリオを構築します。

*「最適」とは結果として最適となることを意味するものではありません。

為替の管理について

為替については、ファンダメンタルズ分析、為替定量モデルによ る分析およびファンドマネージャーの判断などを総合的に勘案し、 中期的な為替動向を予測したうえで、各投資対象国(通貨)毎の対円 予想収益率を算定します。

ファンドの運用期間中においては、常時、為替市場のモニタリン グを行い、市場の動きが基準価額 19に大きく影響することが予想さ れた場合には、為替ポジションを調整(カントリー・アロケーショ ンの変更およびデリバティブによる一時的な為替ヘッジ²¹)するこ とで、ファンド収益の確保・向上をはかります。

デュレーション ²²の管理について

ポートフォリオのデュレーションはベンチマークを基本(当初設 定時は5年程度)としますが、市場金利予測に基づき、±3年程度の 範囲で調整します。

デュレーションの調整は、投資対象国毎の短・中・長期債の配分 をコントロールすることにより行いますが、市場動向によっては債 券先物・オプション等を利用することもあります。

図5 デュレーションの調整

市場金利予測

クオンツ・モデル 等による定量分析

マクロ・ファン ダメンタルズ等に よる定性分析

金利が上昇する

(債券価格が下落する) と判断した場合

金利が低下する (債券価格が上昇する) と判断した場合

デュレーションを短期化 することにより、組入 債券価格の下落リスク を抑制します。

デュレーションを長期化 することにより、キャ ピタルゲインの獲得を目 指します。



シティグループ世界国債インデックス ²³(円ベース、日本を含む)をベンチマーク ²⁴として運用を行います。

ファンドは、シティグループ世界国債インデックス(円ベース、日本を含む)対象国:平成18年7月1日現在22ヵ国)を上回る投資成果を目指し、運用を行います。

図6 シティグループ世界国債インデックス(円ベース、日本を含む)の構成

国名	構成比 (%)	平均終利 (%)	デュレー ション	国名	構成比 (%)	平均終利 (%)	デュレー ション
アメリカ	20.19	5.25	4.96	ポルトガル	0.86	3.91	5.37
ドイツ	9.53	3.83	5.55	スウェーデン	0.82	3.60	4.36
イタリア	8.74	4.10	6.80	デンマーク	0.76	3.87	4.90
フランス	8.13	3.86	5.95	スイス	0.74	2.65	6.89
イギリス	5.53	4.62	8.73	ポーランド	0.65	5.32	3.73
スペイン	3.35	3.85	5.74	フィンランド	0.57	3.75	4.27
ベルギー	2.63	3.86	5.76	アイルランド	0.41	3.85	5.69
オランダ	2.25	3.82	5.37	オーストラリア	0.32	5.80	4.55
カナダ	1.90	4.55	6.87	シンガポール	0.28	3.29	4.58
ギリシャ	1.87	4.04	5.68	ノルウェー	0.21	4.10	4.83
オーストリア	1.54	3.89	5.94	日本	28.73	1.40	5.78
				合計	100.00	3.51	5.82

^{*}上記のデータは、平成18年7月1日時点であり、今後、市況動向等により変更される場合があります。

図7 シティグループ世界国債インデックス(円ベース、日本を含む)の推移



*上記のグラフはあくまでもインデックスの過去の推移であり、ファンドの将来の成果を約束するものではありません。



ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社のアドバイスを受け、運用を行います。なお、ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社は、ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー(本部所在地:米国カリフォルニア州)の日本拠点です。

23 シティグループ世界国債インデックス

シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクが開発した債券インデックスで、昭和59年12月末を100とする世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額比率で加重平均し、指数化したものです。

24 ベンチマーク

運用の目標とする基準、あるいはパフォーマンス(運用実績)を評価する 基準のことをいいます。日経平均株価やTOPIX(東証株価指数)などの指数が多く利用されています。

約款



投資方針



基本方針

ファンド	マザーファンド
ファミリーファンド方式により、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに	高水準かつ安定的なインカムゲインの確保
信託財産の成長をはかることを目的とし	とともに信託財産の成長をはかることを
て運用を行います。	目的として運用を行います。

投資態度

ファンド	マザーファンド
主として、グローバル・ソブリン・オープンマザーファンド受益証券を通じて世界主要先進国の国債、政府機関債等(A格以上のもの)に投資を行います。	世界主要先進国の国債、政府機関債等(原則としてA格以上のもの)に分散投資し、リスク分散をはかったうえで、長期的に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。 国別資産配分については、投資対象国毎に 債券投資収益率予測(金利予測)と 為替収益率予測を行い、双一ス制御会事を算出し、これに基づいたポートフォリオを構築します。(ポートフォリオの構築過程では定量およります。) 円投資家の立場から最適*な国別の資産配分(カントリー・アロケーション)を行うことにより、リます。 *「最適」とは結果として最適となることを意味するものではありません。

^{*}資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

投資対象

ファンド	マザーファンド
主として、マザーファンド受益証券を通じて世界主要先進国の国債、政府機関債等(A格以上のもの)に投資を行います。	世界主要先進国の国債、政府機関債等(A 格以上のもの)を主要投資対象とします。

^{*}くわしくは、投資信託約款を参照してください。

運用の形態等

ファミリーファンド方式により運用を行います。

投資制限

<ファンドに関する主な投資制限>

マザーファンドへの投資(約款 運用の基本方針3.投資制限(1))

マザーファンドへの投資は、制限を設けません。

株式への投資(約款 運用の基本方針3.投資制限(2))

株式への実質投資は、転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権が それぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行 前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転 換社債型新株予約権付社債」といいます。)を転換したものに限り、信託財産の純資産総 額の30%以内とします。

同一銘柄の株式への投資制限(約款 運用の基本方針3.投資制限(3))

同一銘柄の株式への実質投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の5%以内と します。

同一銘柄の転換社債等への投資制限(約款 運用の基本方針3.投資制限(4))

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資は、信託財産の 純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資(約款運用の基本方針3.投資制限(7))

外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。

<マザーファンドに関する主な投資制限>

株式への投資(約款 運用の基本方針3.投資制限(1))

株式への投資は、転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債を転換したものに限り、 信託財産の純資産総額の30%以内とします。

同一銘柄の株式への投資制限(約款 運用の基本方針3.投資制限(2))

同一銘柄の株式への投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債等への投資制限 (約款 運用の基本方針 3.投資制限(3))

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資 産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資(約款運用の基本方針3.投資制限(6))

外貨建資産への投資は、制限を設けません。

*くわしくは、投資信託約款を参照してください。

<法令による投資制限>

同一の法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律第16条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないものとされています。

先物取引等の評価損の制限(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第27条第1項第5号) 委託会社は、投資信託財産の純資産総額に100分の50を乗じて得られる額が当該投資信託財産に係る次の a および b に掲げる額ならびに c および d に掲げる額の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当該投資信託財産に係る有価証券先物取引等を行うことまたは継続することを受託会社に指図してはならないものとされています。

- a 当該投資信託財産に係る先物取引等評価損
- b 当該投資信託財産に係る有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション 取引等のうち売付約定に係るものにおける原証券等の時価とその行使価格との差額 であって当該オプションの行使にともない発生すると見込まれる損失の額から当該 オプションに係る帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの
- c 当該投資信託財産をもって取得し現在保有している新株予約権を表示する証券また は証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの
- d 当該投資信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券また は証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの

その他

平成18年6月末現在、「グローバル・ソブリン・オープン(毎月決算型)」以外で「グローバル・ソブリン・オープンマザーファンド」に投資を行っている他のファンド(投資を行う予定の他のファンドを含みます。)は以下の通りです。また、今後も「グローバル・ソブリン・オープンマザーファンド」に投資する他のファンドが設定される場合があります。

グローバル・ソブリン・オープン(3ヵ月決算型)

グローバル・ソブリン・オープン(1年決算型)

グローバル・ソブリン・オープン (DC年金)

グローバル・ソブリン・オープン VA (適格機関投資家専用)

グローバル・ソブリン・オープン VA2 (適格機関投資家専用)

グローバル・ソブリン・オープン VA3 (適格機関投資家専用)



運用体制





ファンドの運用に関する主な会議および組織は次の通りです。

会 議	役 割・機 能
投資戦略会議	原則として月1回投資戦略会議を開催し、内外の投資環境を踏まえ、中長期的な基本戦略の決定を行います。なお、会議に先立ち投資戦略委員会を開催し、投資環境の分析および検討を行います。
運用会議	原則として月1回運用会議を開催し、運用の基本方針ならびに収益分配金および収益 分配金の決定に関する方針の決定を行います。
組 織	役 割・機 能
運用部門 (ファンドマネージャー)	ファンドマネージャーは運用会議に運用方針計画書を提出し承認された後、運用実施計画書を作成します。この計画に基づいて売買の指図を行い、ポートフォリオを構築します。なお、随時投資環境、投資対象ならびに資産状況について分析および検討し、ポートフォリオの見直しを行います。



運用体制に関する社内規則等は次の通りです。

委託会社は、証券投資信託業務の方法を「業務方法書」に「投資信託委託業の運営については、その本旨に則り受益者本位に徹してこれを行うものとする。」と定めています。また、社内の組織規程において「ファンドの運用方針を決定する機関として運用会議を置く。」と記載するなどの運用体制を定めています。ファンドマネージャー(運用担当者)の適正な行動基準の確立のために「運用担当者規程」を定めています。

*組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。



ファンドの投資顧問会社である「ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社」の運用体 制は次の通りです。

図9 投資顧問会社の運用体制

マクロ経済予測

ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニーのグローバルな情報ネットワークを活用して主要国のマクロ経済 予測および政策金利予測を行います。

市場予測·具体的運用戦略

ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社は、毎月開催する債券運用委員会において、自社開発の債券および通 貨モデル等の定量分析の結果をもとに多面的な議論・検討を経て、市場予測を行います。具体的には、 済予測に見合った主要国の適切な金利水準の予測、 景気局面分析による債券市場全体の金利変化予測および主 要国の相対的な金利変化予測、 ファンダメンタル分析を中心とした通貨予測、を実施します。また、これらの市場 予測をもとに、デュレーション戦略、債券国別戦略、通貨戦略、リスク配分等の具体的運用戦略を決定します。

ポートフォリオ構築

ポートフォリオの特性・状況を考慮し、上記具体的運用戦略に基づいて、最終的に売買銘柄を決定します。

リスク分析・パフォーマンス分析

ポートフォリオのリスク特性、運用実績の分析およびモニターを実施します。

運用の特色

投資方針

投資リスク

分配方針

運用状況



投資リスク

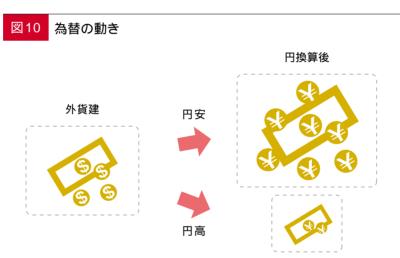


ファンドおよびマザーファンドが有する主なリスクおよび留意点は以下の通りです。(主なリスクおよび留意点であり、以下に限定されるものではありません。)

組入れられた有価証券等(外国証券には為替リスクもあります。)の値動きにより、基準価額は変動します。これらの運用による損益は、すべて受益者に帰属します。したがって元本が保証されているものではありません。

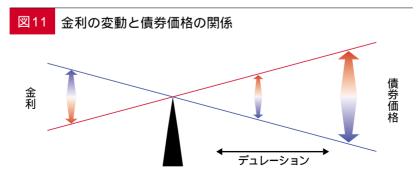
為替変動リスク

外貨建資産に投資を行っていますので、投資している国の通貨が円に対して強く(円安に)なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く(円高に)なればファンドの基準価額の下落要因となります。



金利変動リスク

投資している国の金利水準が上昇(低下)した場合には、一般的に債券価格は下落(上昇)し、ファンドの基準価額の変動要因となります。また、デュレーションの長さも価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んでデュレーションを長くしている時には、金利変動に対する債券価格の感応度が高くなり、ファンドの基準価額の変動は大きくなります。



信用リスク

原則として投資格付けがA格以上のソブリン債券に投資しますが、投資している国の経済情勢の変化や各投資対象の格付けの変更により、債券価格が変動し、ファンドの基準価額も変動します。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量などの状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。

ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受けファンドの基準価額 が変動することがあります。

ベンチマークについての留意点

「シティグループ世界国債インデックス(円ベース、日本を含む)」をベンチマークとしますが、ファンドがベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。また、 当該ベンチマークが下落(上昇)する局面では、通常、ファンドの基準価額も下落(上昇)します。

その他の主な留意点

- ・受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- ・計算期末に、基準価額水準に応じて、別に定める分配方針により分配を行います。ただし、 委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。
- ・法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。

約款

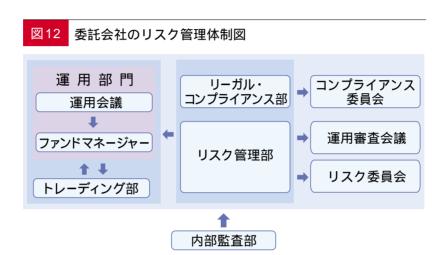


投資リスクに対する管理体制



委託会社では、運用部門から独立した部門において、多面的にファンドの投資リスク管理を行っています。

*組織変更等により、名称および内容は変更となる場合があります。



トレーディング部

株式、公社債等の売買執行および発注に伴うフロントチェックを行います。

リーガル・コンプライアンス部

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、 必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理部

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善方法等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査部

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

その他

投資リスク管理に関して、以下の会議体を設けています。

- ・コンプライアンス委員会(原則、毎月開催)において、信託財産の運用に係る法令等遵守状況、その他コンプライアンス上、重要な個別案件に関する審議、改善策等の検討を行っています。
- ・運用審査会議(原則、毎月開催)において、原則として、全ファンドの運用実績の状況を報告するとともに、必要に応じて特定のファンドに対する詳細な分析を実施し、必要な改善策等の提言を行っています。
- ・リスク委員会(原則、毎月開催)において、信託財産の運用に係る運用リスク等に関する審議、改善策の検討を行っています。

約款

分配方針





収益分配方針

毎月17日(休業日のときは翌営業日とします。)に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。



分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の 全額とします。なお、前期から繰越された分配準備積立金およ び収益調整金中のその他調整金は、全額分配に使用することが できます。



分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配 当収入を中心に分配金額を決定します。



留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本的考え方 に則した運用を行います。

収益の分配方式

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により 処理します。

- ・配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類す る収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいま す。)は、諸経費、信託報酬(当該諸経費、信託報酬は、消費税等 相当額を含みます。)を控除した後、その残金を受益者に分配す ることができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その 一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- ・売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といい ます。)は、諸経費、信託報酬(当該諸経費、信託報酬は、消費税 等相当額を含みます。)を控除し、繰越欠損金のあるときは、そ の全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配すること ができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積 立金として積立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越 します。

収益分配金の交付

分配金受取コース

収益分配金は、税金を差引いた後、原則として決算日から起算して 5営業日目から販売会社において、受益者に支払います。

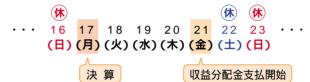
分配金複利けいぞく投資 ⁵コース

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資約款*」に基 づく契約に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で 全額再投資されます。

*販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を 規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

図13 収益分配金の支払い

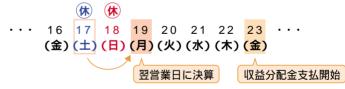
決算日が営業日の場合



決算日が営業日で休業日をはさむ場合



決算日が休業日の場合



- *決算日が休業日のときは、翌営業日に決算を行います。
- (注)ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、 その場合の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載 または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において 一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配 金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売 会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得 申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目(予定) から支払います。

なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金に係る収益分 配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と 引換えに受益者に支払います。「分配金複利けいぞく投資コース」をお申 込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投 資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

25 分配金複利けいぞく投資 (自動けいぞく投資)

ファンドが収益分配を行うつど、収 益分配金を、税引き後、無手数料で 同一ファンドに自動的に全額再投資 する仕組みのことです。

収益分配金に対する課税

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普 通分配金 ²⁶」と、非課税扱いとなる「特別分配金 ²⁷』(元本の一 部払戻しに相当します。)があります。

収益分配金落ち後の基準価額が、個別元本 28と同額もしくは上 回っている場合には、収益分配金の全額が「普通分配金」とし て課税対象となります。

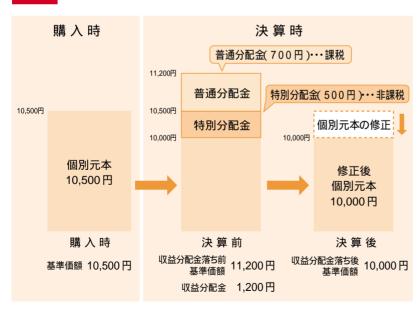
収益分配金落ち後の基準価額が、個別元本を下回っている場合 には、その下回る部分の額は元本の払戻しに相当するため、 「特別分配金」として非課税となります。

普通分配金は課税対象扱いとなりますので、手取額は所得税 および地方税を差引いた額となります。

また、特別分配金については非課税となります。

なお、特別分配金を受取った場合は、投資元本の一部を払戻 したことになり、収益分配金発生時にその個別元本から特別分 配金を控除した額が、その後の個別元本となります。

図14 収益分配金の支払い



*くわしくは、「手数料等及び税金」内「5課税上の取扱い」を参照してください。

26 普通分配金

追加型株式投資信託の収益分配金の うち、受益者の個別元本を上回る部 分から支払われる分配金のことで す。この部分については課税の対象 となります。

27 特別分配金

追加型株式投資信託の収益分配金の うち、受益者の個別元本を下回る部 分の分配金のことです。この部分に ついては元本の一部払戻しとみなさ れ、非課税扱いとなります。

28 個別元本

個々の受益者がファンドを取得した ときの基準価額(申込手数料等は含 まれません)であり、税法上の元本 となります。同一ファンドを複数回 取得した場合、そのつど受益権口数 で加重平均され算出されます。また、 特別分配金を受取った場合、当該特 別分配金を控除した額が、その後の 個別元本となります。

追加型投資信託を保有する受益者毎 の取得元本をいいます。



手続等の概要





申込期間

平成18年2月18日から平成19年2月15日までです。

ただし、取得の申込みの受付は日本における販売会社の営業日に限り行われます。

*申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。



申込取扱場所(販売会社)

照会先は以下の通りです。

お問い合わせ先

国際投信投資顧問株式会社

550 0120-759311

受付時間: 委託会社の営業日の午前9時~午後5時(半休日のときは午前9時~正午) ホームページアドレス http://www.kokusai-am.co.jp

3

申込(販売)手続等

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の 営業日の午後3時(半休日のときは午前11時)までに、販売会社 所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得 申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの を当日の取得申込みとします。

取得の申込みのときに「分配金受取コース」または「分配金 複利けいぞく投資コース」のどちらかを選択することとなりま す。(原則として、コースを途中で変更することはできません。)

「分配金複利けいぞく投資コース」を選択する場合には、初回の取 得申込みのときに販売会社との間で、「自動けいぞく投資契約*」 の締結等の諸手続きが必要となります。なお、取得する受益証券 はすべて販売会社の保護預り29となり、混蔵保管されます。

*販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係 を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その 他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止 することおよびすでに受付けた取得の申込みの受付を取消すこ とがあります。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己の ために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座 を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載また は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払い と引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記 録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権 について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため 社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等 は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたが い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会 社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関 の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通 知を行います。

29 保護預り

受益者がその受益証券を手許に保管 するのではなく、販売会社が顧客と の契約に基づき保管することをいい ます。

管理体制

申込単位

収益分配金の受取方法により、2つのコースがあり、申込単位が異なります。(原則として、コースを途中で変更することはできません。)

(当初元本1口=1円)

分配金受取コース	分配金複利けいぞく投資コース
1万口単位または 1万円以上1円単位です。	1万円以上1円単位です。

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」(販売会社により 名称が異なる場合があります。以下同じ。)に関する契約*を締結す ることができる場合があります。その場合は、当該契約で規定する 申込単位となります。

「分配金複利けいぞく投資コース」について、販売会社によっては、 定期引出契約*を締結することができる場合があります。

*販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合ある いは申込単位が異なる場合があります。

なお、それぞれの販売会社の取扱いコースおよび申込単位の照会 先は当該販売会社となります。

「分配金複利けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、1円単位とします。

申込価額

取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額の照会先は、販売会社または以下の通りです。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に略称「グ毎月」として掲載されます。

お問い合わせ先

国際投信投資顧問株式会社

面 0120-759311

受付時間:委託会社の営業日の午前9時~午後5時(半休日のときは午前9時~正午) ホームページアドレス http://www.kokusai-am.co.jp

1億口未満の場合 上限1.575%(税抜1.500%) 申込口数に応じ、 基準価額に対して 1億口以上の場合 上限1.050%(税抜1.000%) 丰 数 申込代金 31に応じ、 1億円未満の場合 上限1.575%(税抜1.500%) 基準価額に対して 米斗 1億円以上の場合 上限1.050%(税抜1.000%) 率 1億円未満の場合 上限1.575%(税抜1.500%) 申込金額 32に応じ、 基準価額に対して 1億円以上の場合 上限1.050%(税抜1.000%)

申込口数、申込代金または申込金額に応じて、取得申込みの受付 日の翌営業日の基準価額に、前記手数料率を上限として、販売会社 がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。申込手数料は消 費税等相当額を含みます。

なお、販売会社がそれぞれ定める手数料率等の照会先は当該販売 会社となります。

(くわしくは、「手数料等及び税金」を参照してください。)

申込代金

取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が前記手 数料率を上限として、それぞれ別に定める率を乗じて得た申込手数 料(消費税等相当額を含みます。)を加えた額となります。

なお、申込代金には利息をつけません。

30 申込手数料

ファンドを取得するときに、投資者が 販売会社に支払うコストのことです。 販売会社によって申込手数料が異なる 場合があります。

31 申込代金

申込金額 基準価額に取得申込口数を 乗じて得た額)に、申込手数料等を加 算した額をいいます。

【 申込代金 =(基準価額×申込口 数)+申込手数料】

32 申込金額

基準価額に取得申込口数を乗じて得た 額をいいます。

払込期日

投資者は、申込代金(申込金額(取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額)に、申込手数料(消費税等相当額を含みます。)を加算した額)を販売会社が指定する期日までに払込むものとします。

申込金額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、委託会社である国際投信投資顧問株式会社の口座を経由して、りそな信託銀行株式会社(信託契約に係る受託者であり、以下「受託会社」といいます。)のファンドに係る口座に払込まれます。なお、ファンドの受益権は、平成19年1月4日より投資信託振替制度(「振替制度」と称する場合があります。)に移行する予定であり、振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

払込取扱場所

前記「申込取扱場所(販売会社)」と同じです。申込代金は取得の申込みを行った販売会社へ払込むものとします。

保護預り

分配金受取コース

分配金複利けいぞく投資コース

受益証券は、販売会社との保護預り 契約に基づき、販売会社の保護預り とすることができ、その場合の受益 証券は混蔵保管されます。 「自動けいぞく投資契約」に基づき、 受益証券についてはすべて販売会 社の保護預りとなり、混蔵保管され ます。

委託会社の自らの募集に係る受益証券については、保護預り契約に基づいて、 三菱UFJ信託銀行株式会社において混蔵保管するものとします。

(注)ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はなくなります。



換金(解約)手続等

換金(解約または買取り)の請求は、原則として販売会社の 営業日の午後3時(半休日のときは午前11時)までに、販売会社 所定の方法で行われます。換金請求が行われ、かつ当該換金請 求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当 日の換金請求とします。

なお、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、 その他やむを得ない事情があるときは、換金請求の受付を中止 することおよびすでに受付けた換金請求の受付を取消すことが あります。換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当 該受付中止以前に行った当日の換金請求を撤回できます。ただ し、受益者がその換金請求を撤回しない場合の解約価額(また は買取価額)は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額 の計算日に換金請求を受付けたものとし、当該計算日の翌営業 日の基準価額から信託財産留保額 33を差引いた価額(または買 取価額)とします。

解約価額、または買取価額)は、販売会社において確認できます。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対し て当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと 引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行う ものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口 数の減少の記載または記録が行われます。

平成19年1月4日以降の換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替 受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金代 金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日前に行 われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をも って行うものとします。

平成18年12月29日時点で保護預りとしている受益証券は、原則として一括 してすべて振替受益権へ移行します。受益証券を所持し、平成19年1月4日 以降も引続き所持した場合は、換金の請求に際して、個別に振替受益権と するための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますの で、ご留意ください。

33 信託財産留保額

換金(解約)時に基準価額から控除さ れるもので、ファンドに発生する有 価証券の売却費用などを、換金を行 う受益者に負担してもらうために徴 収する金額です。

運用の安定性を高めると同時に、他 の受益者との公平性を確保するため に運用資金の一部として信託財産に 繰入れられます。

解約

- a. 解約単位 販売会社が定める単位とします。
- b. 解約価額 解約の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引 いた価額とします。
- c. 解約手数料 かかりません。
- d. 信託財産留保額 解約の受付日の翌営業日の基準価額の0.5%とします。
- e. 解約代金 解約価額から所得税および地方税(当該解約価額が個別元本を 超過した額に対してかかります。)を差引いた額となります。
- f. 支払日 解約代金は、原則として解約の受付日から起算して5営業日目 から、販売会社において、受益者に支払います。

買取り

- a. 買取単位 販売会社が定める単位とします。
- 放光会社がためる単位としよす。 b.買取価額

買取りの受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保相当額 および源泉徴収額(所得税)に相当する額を差引いた価額としま す。(源泉徴収額に相当する額は、一定の要件の下で差引かれ ません。)

- c. 買取手数料 かかりません。
- d. 信託財産留保相当額 買取りの受付日の翌営業日の基準価額の0.5%とします。
- e. 買取代金 買取りの受付日の翌営業日の買取価額となります。
- f. 支払日 買取代金は、原則として買取りの受付日から起算して5営業日 目から、販売会社において、受益者に支払います。 買取りにつきましては、販売会社に確認してください。

の概要

の性格

運用の特色 投資方針

運用体制 投資リスク 管理体制

分配方針

及び 税金 等

運営の概要

運用状況 財務ハイ その他の

の項目報

約款



手数料等及び税金



取得から換金・償還34までの間に直接あるいは間接的に負担となる費用・税金は以下の 通りです。

	時	期	項目	費用・税金
	申込み時			(手数料率)申込口数に応じ、基準価額に対して 1億 口未満の場合 上限 1.575 %(税抜 1.500 %) 1 億口以上の場合 上限 1.050 %(税抜 1.000 %)
			申込手数料 (販売会社により 異なります。)	(手数料率)申込代金に応じ、基準価額に対して 1 億円未満の場合 上限 1.575 %(税抜 1.500 %) 1 億円以上の場合 上限 1.050 %(税抜 1.000 %)
直接			× 4 7 66 7 8 7	(手数料率)申込金額に応じ、基準価額に対して 1億円未満の場合 上限1.575%(税抜1.500%) 1億円以上の場合 上限1.050%(税抜1.000%)
負	収益分	配時	所得税および地方税	普通分配金に対して課税されます。
担		解約	所得税および地方税	個別元本超過額に対して課税されます。
			換金手数料	(かかりません) 0
	47 A n+		信託財産留保額	基準価額に対して 0.5%
	換金時		所得税相当額	(一定の要件の下で差引かれません。)
		買取り	換金手数料	(かかりません) 0
			信託財産留保相当額	基準価額に対して 0.5%
	償還	遺時	所得税および地方税	個別元本超過額に対して課税されます。
間	/D -		信託報酬 ³⁵	純資産総額に対して 年1.3125%(税抜1.2500%)
間接負扣	保有		監査費用 ³⁶	純資産総額に対して 年0.0042%(税抜0.0040%)以内
担	(毎日)		その他	有価証券等の売買に関する費用・保管費用等

- *申込手数料、信託報酬、監査費用およびその他(国内において発生するものに限ります。)については、消費税等相当額を 含みます。
- *課税の取扱いについては、「課税上の取扱い」を参照してください。 (注)税制等が改正された場合等は、変更になる場合があります。

34 償還

ファンドの運用が終了し、受益者に金銭 が返還されることをいいます。 あらかじめ決められた期日の満了による 償還のほか、信託期間の満了以前に期日 を繰上げて償還する場合があります。

35 信託報酬

受益者が、ファンドの運用や管理にかか る費用として信託財産の中から日々間接 的に負担する費用のことです。 委託会社・受託会社・販売会社の業務に 対する対価として支払われます。

36 監査費用

ファンドで取得している有価証券や 資金などの分別管理が適切に行われ ているかなどについて公認会計士な どの有資格者による監査が義務付け られています。監査に必要な費用は 信託財産から支払われます。

4 由认手数料

1億口未満の場合 上限1.575%(税抜1.500%) 申込口数に応じ、 基準価額に対して 1億口以上の場合 上限1.050%(税抜1.000%) 丰 1億円未満の場合 上限1.575%(税抜1.500%) 数 申込代金に応じ、 基準価額に対して 料 1億円以上の場合 上限1.050%(税抜1.000%) 率 1億円未満の場合 上限1.575%(税抜1.500%) 申込金額に応じ、 基準価額に対して 1億円以上の場合 上限1.050%(税抜1.000%)

申込口数、申込代金または申込金額に応じて、取得申込みの受付 日の翌営業日の基準価額に、前記手数料率を上限として、販売会 社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。申込手数料 は消費税等相当額を含みます。

申込代金は、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、販売 会社が前記手数料率を上限として、それぞれ別に定める率を乗じ て得た申込手数料(消費税等相当額を含みます。)を加えた額とな ります。

*申込代金:取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて

得た金額に、申込手数料(消費税等相当額を含みます。)を加算

した金額をいいます。

*申込金額:取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて

得た金額をいいます。

償還金等をもってその支払いを行った販売会社でファンドを申込 む場合(以下「償還乗換え*」といいます。)には、当該償還金額の 範囲内(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額と元本の いずれか大きい額とします。)で取得する口数について無手数料で 取扱う場合があります。(償還乗換え優遇 37)

* 償還乗換えとは、取得申込みの受付日の属する月の前3ヵ月以内に償還と なった証券投資信託の償還金(注)をもって、その支払いを行った販売会 社でファンドを申込む場合をいいます。なお、償還乗換えの際に償還金等 の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることがあります。

(注)信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以 降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託に あっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込みの受付日の属する月 の前3ヵ月以内における受益証券の買取代金または解約金を含みます。

販売会社は、追加型証券投資信託の受益証券を保有する受益者が、 当該受益証券の申込みを行った当該販売会社で、当該信託の信託 期間の信託終了日の1年前以内で当該販売会社が別に定める期間 以降、当該信託の受益証券の買取代金または解約金をもって、当 該販売会社が別に定める期間内に、当該販売会社でファンドの受 益証券の取得申込みをする場合の手数料率を独自に定めることが できます。

37 償還乗換え優遇

あるファンドを償還まで保有し続 け、償還から一定期間内に同じ販売 会社において他のファンドを取得す る場合、償還金の範囲内で申込手数 料が無料または返戻される制度のこ とです。

分配方針

販売会社は、「グローバル・ソブリン・オープン(3ヵ月決算型)」および「グローバル・ソブリン・オープン(1年決算型)」の受益証券を保有する受益者が、当該受益証券の申込みを行った当該販売会社で、当該販売会社が別に定める期間以降、当該信託の受益証券の買取代金または解約金をもって、当該販売会社が別に定める期間以内に、当該販売会社でこの受益証券の取得申込みをする場合の手数料率を別に定めることができます。

「分配金複利けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資に よる取得申込みについては、無手数料とします。

なお、販売会社がそれぞれ定める手数料率等の照会先は当該 販売会社となります。

2

換金(解約)手数料

かかりません。ただし、信託財産留保(相当)額として、解約(買取り)の受付日の翌営業日の基準価額の0.5%が差引かれます。

3

信託報酬等

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.3125%(税抜1.2500%)の率を乗じて得た額とします。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

信託報酬の平成18年6月末現在の料率、支払先および配分は、次の通りです。なお、委託会社および販売会社の配分は、ファンドと同じマザーファンドを主要投資対象とする「グローバル・ソブリン・オープン(3ヵ月決算型)」および「グローバル・ソブリン・オープン(1年決算型)」との合算による販売会社毎の純資産残高*に応じ、次の通りとなります。(委託会社の報酬には、投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。)

*既存の販売会社が分割等によって新たに複数の販売会社となった場合(同一日において、分割・合併を行った結果、複数の販売会社となった場合を含みます。) それらの純資産残高を日々合算のうえ算定した報酬の額を複数の販売会社の各純資産残高に応じて日々按分することがあります。

図15 信託報酬率(年率)

各販売会社の純資産残高に応じ	びて 委託会社	販売会社	受託会社	合 計
100億円以下 の部分に	こ対して 0.89250 % (税抜0.85000%)	0.36750% (税抜0.35000%)		
100億円超 300億円以下 の部分に	こ対して 0.78750 % (税抜0.75000%)	0.47250% (税抜0.45000%)		
300億円超 500億円以下 の部分に	こ対して 0.68250 % (税抜0.65000%)	0.57750% (税抜0.55000%)		
500億円超 750億円以下 の部分に	こ対して 0.63000% (税抜0.60000%)	0.63000% (税抜0.60000%)		
750億円超 1,000億円以下 の部分に	ニ対して 0.57750 % (税抜0.55000%)	0.68250% (税抜0.65000%)		
1,000億円超 1,500億円以下 の部分に	ニ対して 0.52500 % (税抜0.50000%)	0.73500% (税抜0.70000%)	0.05250%	1.31250%
1,500億円超 2,000億円以下 の部分に	ニ対して 0.47250 % (税抜0.45000%)	0.78750% (税抜0.75000%)	(税抜0.05000%)	(税抜1.25000%)
2,000億円超 3,000億円以下 の部分に	こ対して 0.42000 % (税抜0.40000%)	0.84000% (税抜0.80000%)		
3,000億円超 4,000億円以下 の部分に	ニ対して 0.36750 % (税抜0.35000%)	0.89250% (税抜0.85000%)		
4,000億円超 6,000億円以下 の部分に	ニ対して 0.31500% (税抜0.30000%)	0.94500% (税抜0.90000%)		
6,000億円超 8,000億円以下 の部分に	ニ対して 0.28875 % (税抜0.27500%)	0.97125 % (税抜0.92500%)		
8,000億円超 の部分に	こ対して 0.26250 % (税抜0.25000%)	0.99750% (税抜0.95000%)		

^{*}信託報酬は消費税等相当額を含みます。

運用の特色 投資方針

運用体制 投資リスク 管理体制

分配方針

運営の概要

運用状況

4

その他の手数料等

信託事務の諸費用等

- ・信託財産に関する租税、会計監査費用(消費税等相当額を含みます。) 等の信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替 金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る会計監査費用(消費税等相当額を含みます。)は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率(年0.0042%(税抜0.0040%))以内の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

売買・保管等に要する費用

信託財産の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等 (消費税等相当額を含みます。) 先物取引・オプション取引等に要 する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財 産が負担するものとします。

資金の借入れ

一部解約金の支払資金に不足額が生じて資金借入れの指図をする 場合は、借入金の利息は信託財産中より支弁します。



課税上の取扱い

個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税

・平成16年1月1日から平成20年3月31日まで個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金について、10%(所得税7%および地方税3%)の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い総合課税を選択することもできます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

配当控除の適用はありません。

・平成20年4月1日から 前記「・平成16年1月1日から平成20年3月31日まで」に記載 の源泉徴収税率の10%(所得税7%および地方税3%)が20% (所得税15%および地方税5%)となります。その他の記載に ついては前記と同様の取扱いとなります。 ・平成16年1月1日から平成20年3月31日まで

解約時および償還時の解約金および償還金が個別元本を上回 っている場合にはその超過額について、10%(所得税7%およ び地方税3%)の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度 が適用されます。なお、確定申告を行い総合課税を選択するこ ともできます。

解約時および償還時の解約金および償還金が個別元本を下回 っている場合には、確定申告を行うことにより当該損失額を 株式等と損益通算することが可能となり、その年に控除しき れない損失については、翌年以降3年間にわたり繰越控除の対 象とすることができます。

配当控除の適用はありません。

・平成20年4月1日から

前記「・平成16年1月1日から平成20年3月31日まで」に記載 の源泉徴収税率の10%(所得税7%および地方税3%)が20% (所得税15%および地方税5%)となります。その他の記載に ついては前記と同様の取扱いとなります。

買取り時の課税等

・平成16年4月1日から平成19年12月31日まで

買取りの際の手取額については、買取りの受付日の翌営業日 の基準価額から信託財産留保相当額および源泉徴収額(所得 税)に相当する額(個別元本等超過額の7%)を差引いた額とし ます(源泉徴収額に相当する額は、一定の要件の下で差引か れません)。地方税相当額は差引かれません。

買取差益については、譲渡所得として10%(所得税7%および 地方税3%)の申告分離課税の対象となり、原則として確定申 告を行うことが必要です。

確定申告を行うことにより、買取りによる損益を株式等の譲 渡損益として通算することが可能となり、その年に控除しき れない損失については、翌年以降3年間にわたり繰越控除の 対象とすることができます。

・平成20年1月1日から

前記「・平成16年4月1日から平成19年12月31日まで」に記載 の買取りについては、源泉徴収額に相当する額である個別元 本等超過額の7%が15%となり、買取差益についての譲渡所 得の10%(所得税7%および地方税3%)が20%(所得税15%お よび地方税5%)となります。その他の記載については前記と 同様の取扱いとなります。

運用の特色

投資リスク

管理体制

法人の受益者に対する課税

収益分配金、解約時および償還時の課税

・平成16年1月1日から平成20年3月31日まで 法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いと なる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過 額については、7%(所得税)の税率で源泉徴収され法人の受 取額となります。地方税は源泉徴収されません。なお、税額 控除制度が適用されます。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

益金不算入制度は適用されません。

・平成20年4月1日から 前記「・平成16年1月1日から平成20年3月31日まで」に記載 の源泉徴収税率の7%が15%となります。その他の記載につ いては前記と同様の取扱いとなります。

買取り時の課税等

- ・平成16年4月1日から平成19年12月31日まで 買取りの際の手取額については、買取りの受付日の翌営業日 の基準価額から信託財産留保相当額および源泉徴収額(所得 税)に相当する額(個別元本等超過額の7%)を差引いた額とし ます(源泉徴収額に相当する額は、一定の要件の下で差引か れません)。地方税相当額は差引かれません。なお、益金不 算入制度は適用されません。また、当該源泉徴収額(所得税) に相当する額は税金でないため税額控除はありません。
- ・平成20年1月1日から 前記「・平成16年4月1日から平成19年12月31日まで」に記載 の源泉徴収額に相当する額が個別元本等超過額の7%が15% となります。その他の記載については前記と同様の取扱いと なります。

受益者毎の信託時の受益証券の価額等(申込手数料(消費税等相 当額を含みます。)は含まれていません。)が当該受益者の元本 (個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、個別 元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権 口数で加重平均することにより算出されます。

保護預りでない受益証券および記名式受益証券については各受 益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合に
 ついては販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、 同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する 場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合がありま す。

受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその 個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受 益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

個別元本について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通 分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の 一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際は、

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同 額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合に は、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下 回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、 当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金 となります。

- * 税制が改正された場合等は、前記の内容が変更になることがあります。
- *買取価額につきましては、買取請求を行った販売会社に確認してください。
- *課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認してください。



管理及び運営の概要





資産の評価

基準価額の算出方法

基準価額*は、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。(ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。)

*基準価額=純資産総額:受益権総口数

基準価額の算出頻度

委託会社の毎営業日において算出されます。

基準価額の照会方法

基準価額の照会先は、販売会社または以下の通りです。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に略称「グ毎月」として掲載されます。

お問い合わせ先

国際投信投資顧問株式会社

∞ 0120-759311

受付時間: 委託会社の営業日の午前9時~午後5時(半休日のときは午前9時~正午) ホームページアドレス http://www.kokusai-am.co.jp



平成9年12月18日以降、無期限とします。



計算期間

毎月18日から翌月17日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。



ファンドの償還条件等

- 1.委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- 2.委託会社は、一部解約により受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1 または30億口を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解 約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、 解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- 3.委託会社は、信託の終了について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、 その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。た だし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、 公告を行いません。
- 4.解約しようとする旨の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- 5.1ヵ月を下らない一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- 6.委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその 理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付し ます。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行 いません。

- 7.前記4.から6.までについては、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- 8.委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- 9.委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 10.監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引継ぐことを命じたときは、この信託は、1ヵ月を下らない一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超える場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。
- 11.受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任する場合、委託会社が新受託者を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。



- 1.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生した ときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あら かじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- 2.委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 3.信託約款の変更内容が重大なものについて、変更しようとする旨およびその内容の公告 および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べ るべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- 4.1ヵ月を下らない一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数 の2分の1を超えるときは、この信託約款の変更をしません。
- 5.委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその 理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付し ます。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行 いません。
- 6.委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、1.から5.までの規定にしたがいます。
- 7.委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または 記録を申請することができる旨の信託約款の変更をしようとする場合は、その変更の内 容が重大なものとして1.から5.までの規定にしたがいます。ただし、この場合において、 振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与すること について同意をしている受益者へは、2.の書面の交付を原則として行いません。

管理体制



運用状況





投資状況

(平成18年6月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	5,226,596,221,191	99.70
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	_	15,557,444,440	0.30
合計(純資産総額)	_	5,242,153,665,631	100.00

(注 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考) グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド 投資状況

(平成18年6月30日現在)

国名	時価合計(円)	投資比率(%)
日本	454,983,715,000	8.09
アメリカ	1,489,003,947,571	26.46
カナダ	418,263,643,000	7.43
ドイツ	327,456,976,000	5.82
イタリア	459,988,905,532	8.18
フランス	360,010,767,070	6.40
オーストラリア	127,568,041,092	2.27
イギリス	283,391,912,972	5.04
スペイン	688,278,904,226	12.23
ベルギー	467,004,157,060	8.30
スウェーデン	79,705,640,700	1.42
ノルウェー	83,773,285,050	1.49
デンマーク	215,510,153,155	3.83
小計	5,454,940,048,428	96.96
_	171,275,226,228	3.04
_	5,626,215,274,656	100.00
	日本 アメリカ カナダ ドイツ イタリア フランス オーストラリア イギリス スペイン ベルギー スウェーデン ノルウェー デンマーク	日本 454,983,715,000 アメリカ 1,489,003,947,571 カナダ 418,263,643,000 ドイツ 327,456,976,000 イタリア 459,988,905,532 フランス 360,010,767,070 オーストラリア 127,568,041,092 イギリス 283,391,912,972 スペイン 688,278,904,226 ベルギー 467,004,157,060 スウェーデン 79,705,640,700 ノルウェー 83,773,285,050 デンマーク 215,510,153,155 小計 5,454,940,048,428 ー 171,275,226,228

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

*その他の資産として下記の通り為替予約取引を利用しております。

(平成18年6月30日現在)

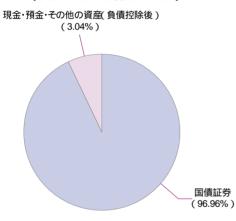
取引所	種類 / 名称等	簿価(円)	時価(円)	投資比率(%)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建 オーストラリア・ドル ノルウェー・クローネ 売建 アメリカ・ドル	3,151,915,000 6,020,780,087 999,646,800	3,151,660,000 6,008,971,039 990,634,000	0.05 0.11 0.02

(注1)時価の算定方法

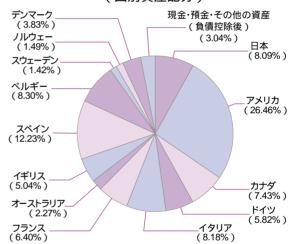
為替予約取引

原則として、計算日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。 (注2)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

マザーファンド投資比率 (資産の種類別投資比率)



マザーファンド投資状況 (国別資産配分)



投資有価証券の主要銘柄 (全銘柄)

(平成18年6月30日現在)

加去				国/総口数		帳簿価額		評価額	投資
順位	銘柄名	種類	国 / 地域	総口奴 (口)	単価 (円)	金額(円)	単価 (円)	金額(円)	比率 (%)
1	グローバル・ ソブリン・ オープン マザーファンド	親投資信託受益証券	日本	3,864,396,466,685	1.3577	5,247,026,150,603	1.3525	5,226,596,221,191	99.70

- (注1)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。
- (注2)親投資信託受益証券の帳簿価額単価及び評価額単価は、1口当たりの値です。

運用の特色

投資方針

投資リスク

管理体制

分配方針

及び 税 金 等

運営の概要管理及び

運用状況 ライト情報 財務ハイ

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

投資不動産物件 該当事項はありません。 その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考)グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄 (評価額上位30銘柄)

(平成18年6月30日現在)

	·						-	χ 10 1	6月30日				
順	国/	種	^n + = <i>←</i>	マ化	* = W **		長簿価額		評価額	Į.	利率	償還	投資
位	地域	類	銘柄名	通貨	券面総額	単価	金額	単価	金額	金額円)	(%)	期限	比率(%)
1	フランス	国債証券	FRN GOVT. BOND '070712	۵-۵	1,090,000,000	101.51	1,106,507,600.00	101.34	1,104,704,100.00	161,286,798,600	4.75	2007/7/12	2.86
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE '071031	アメリカ・ドル	1,280,000,000	98.73	1,263,800,000.00	98.69	1,263,300,006.40	145,582,692,737	4.25	2007/10/31	2.58
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE '070515	アメリカ・ ドル	1,235,000,000	99.20	1,225,158,593.75	99.20	1,225,158,593.75	141,187,276,343	4.375	2007/5/15	2.50
4	スペイン	国債証券	ESP GOVT. BOND '080131	그-ㅁ	914,245,465.37	104.06	951,427,828.44	103.72	948,301,108.95	138,451,961,906	6.0	2008/1/31	2.46
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE '070731	アメリカ・ ドル	1,170,000,000	98.52	1,152,724,224.60	98.51	1,152,632,812.50	132,829,405,312	3.875	2007/7/31	2.36
6	ドイツ	国 債 証 券	BUNDES REPUB. '340704	۵-۵	850,000,000	108.33	920,873,000.00	106.66	906,610,000.00	132,365,060,000	4.75	2034/7/4	2.35
7	スペイン	国債証券	ESP GOVT. BOND '320730	۵-۵	740,000,000	123.06	910,688,400.00	121.28	897,472,000.00	131,030,912,000	5.75	2032/7/30	2.32
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE '060715	アメリカ・ ドル	1,000,000,000	100.10	1,001,093,750.00	100.04	1,000,468,750.00	115,294,018,750	7.0	2006/7/15	2.04
9	ドイツ	国 債 証 券	BUNDES REPUB. '120704	ם-ם	650,000,000	106.53	692,464,500.00	105.73	687,245,000.00	100,337,770,000	5.0	2012/7/4	1.78
10	スペイン	国債証券	ESP GOVT. BOND '290131	۵-۵	530,000,000	125.27	663,968,100.00	123.57	654,921,000.00	95,618,466,000	6.0	2029/1/31	1.69
11	ベルギー	国債証券	BELGIUM KINGDOM '350328	ם-ם	560,000,000	111.70	625,536,800.00	110.01	616,056,000.00	89,944,176,000	5.0	2035/3/28	1.59
12	イタリア	国 債 証券	ITL GOVT. BOND '170801	۵-۵	545,000,000	109.05	594,338,850.00	108.02	588,719,900.00	85,953,105,400	5.25	2017/8/1	1.52

の項目 詳細情報

の概要

運用の特色

投資方針

運用体制

投資リスク

管理体制

分配方針

運営の概要

	(平成18年6月30日現在)					現在)							
順	国 /	種				帳簿価額			評価額	Į	利率	償還	投資
位	地域	類	銘柄名	通貨	券面総額	単価	金額	単価	金額	金額円)	(%)	期限	比率 (%)
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE '080515	アメリカ・ドル	700,000,000	100.84	705,906,250.00	100.71	704,976,566.00	81,241,499,465	5.625	2008/5/15	1.44
14	アメリカ	国 債 証 券	US TREASURY NOTE '070331	アメリカ・ ドル	710,000,000	98.83	701,735,159.80	98.83	701,735,159.80	80,867,959,815	3.75	2007/3/31	1.43
15	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE '090815	アメリカ・ ドル	680,000,000	102.53	697,212,500.00	102.29	695,618,750.00	80,163,104,750	6.0	2009/8/15	1.42
16	ベルギー	国 債 証券	BELGIUM KINGDOM '280328	ユーロ	470,000,000	117.90	554,130,000.00	116.27	546,469,000.00	79,784,474,000	5.5	2028/3/28	1.41
17	デンマーク	国 債 証券	KINGDOM DENMARK '131115	デンマ - ク・ クロ - ネ	3,800,000,000	107.18	4,073,030,000.00	106.32	4,040,350,000.00	79,110,053,000	5.0	2013/11/15	1.40
18	アメリカ	国 債 証券	US TREASURY NOTE '080215	アメリカ・ドル	670,000,000	100.56	673,768,750.00	100.45	673,035,937.50	77,560,661,437	5.5	2008/2/15	1.37
19	カナダ	国 債 証券	CANADIAN GOVT '330601	カナダ・ ドル	630,000,000	120.40	758,538,900.00	117.10	737,761,500.00	76,542,755,625	5.75	2033/6/1	1.36
20	イギリス	国 債 証券	UK TREASURY '070307	イギリス・ ポンド	358,000,000	99.85	357,488,300.00	99.87	357,534,600.00	75,332,540,220	4.5	2007/3/7	1.33
21	アメリカ	国 債 証 券	US TREASURY NOTE '070815	アメリカ・ ドル	637,000,000	100.96	643,121,175.06	100.87	642,573,750.00	74,050,198,950	6.125	2007/8/15	1.31
22	イギリス	国 債 証券	UK TREASURY '091207	イギリス・ ポンド	325,000,000	103.13	335,172,500.00	102.83	334,197,500.00	70,415,413,250	5.75	2009/12/7	1.25
23	アメリカ	国 債 証券	US TREASURY NOTE '100215	アメリカ・ ドル	585,000,000	104.54	611,599,218.75	104.26	609,953,906.25	70,291,088,156	6.5	2010/2/15	1.24
24	イタリア	国 債 証 券	ITL GOVT. BOND '310501	ユーロ	395,000,000	120.92	477,657,700.00	119.48	471,957,850.00	68,905,846,100	6.0	2031/5/1	1.22
25	スペイン	国 債 証券	ESP GOVT. BOND '110730	ユーロ	435,000,000	107.69	468,481,950.00	106.95	465,232,500.00	67,923,945,000	5.4	2011/7/30	1.20
26	フランス	国 債 証 券	FRN GOVT. BOND '110425	ューロ	406,500,000	112.29	456,466,980.00	111.50	453,284,085.00	66,179,476,410	6.5	2011/4/25	1.17
27	カナダ	国 債 証 券	CANADIAN GOVT '130601	カナダ・ ドル	600,000,000	105.32	631,926,000.00	104.08	624,522,000.00	64,794,157,500	5.25	2013/6/1	1.15
28	カナダ	国債証券	CANADIAN GOVT '110601	カナダ・ ドル	575,000,000	107.42	617,716,750.00	106.51	612,467,000.00	63,543,451,250	6.0	2011/6/1	1.12
29	アメリカ	国 債 証 券	US TREASURY NOTE '070930	アメリカ・ドル	530,000,000	98.47	521,925,783.90	98.45	521,801,562.50	60,132,412,062	4.0	2007/9/30	1.06
30	ドイツ	国債証券	BUNDES REPUB. '310104	ユーロ	345,000,000	118.93	410,318,850.00	117.26	404,547,000.00	59,063,862,000	5.5	2031/1/4	1.04

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

運用の特色投

投資方針 運用体制

投資リスク 管理体制 分配方針

種類別投資比率

(平成18年6月30日現在)

国内 / 外国	種類	投資比率(%)
国内	国 債 証 券	8.09
外国	国債証券	88.87
合	計	96.96

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(平成18年6月30日現在)

				,
取引所	種類 / 名称等	簿価(円)	時価(円)	投資比率(%)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建 オーストラリア・ドル ノルウェー・クローネ 売建 アメリカ・ドル	3,151,915,000 6,020,780,087 999,646,800	3,151,660,000 6,008,971,039 990,634,000	0.05 0.11 0.02

(注1)時価の算定方法

為替予約取引

原則として、計算日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。

(注2)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。



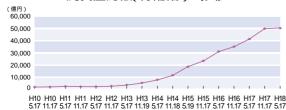
純資産の推移

平成18年6月30日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

次の通りです。				
	純資産総額	(百万円)	基準個	額(円)
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 特定期間(平成10年 5月17日)	82,188	83,860	10,379	10,590
第 2 特定期間(平成10年11月17日)	99,625	102,984	10,082	10,422
第 3 特定期間(平成11年 5月17日)	129,394	134,270	9,565	9,925
第 4 特定期間(平成11年11月17日)	119,984	125,582	7,713	8,073
第 5 特定期間(平成12年 5月17日)	111,086	116,814	6,984	7,344
第 6 特定期間(平成12年11月17日)	153,543	161,896	6,625	6,985
第 7 特定期間(平成13年 5月17日)	247,461	255,999	7,539	7,799
第 8 特定期間(平成13年11月19日)	421,569	434,850	7,631	7,871
第 9 特定期間(平成14年 5月17日)	676,928	697,904	7,760	8,000
第10特定期間(平成14年11月18日)	1,057,490	1,089,210	8,009	8,249
第11特定期間(平成15年 5月19日)	1,801,488	1,852,493	8,477	8,717
第12特定期間(平成15年11月17日)	2,263,882	2,334,016	7,750	7,990
第13特定期間(平成16年 5月17日)	3,047,587	3,140,228	7,905	8,145
第14特定期間(平成16年11月17日)	3,464,176	3,569,992	7,849	8,089
第15特定期間(平成17年 5月17日)	4,102,581	4,229,234	7,784	8,024
第16特定期間(平成17年11月17日)	4,975,967	5,124,046	8,061	8,301
第17特定期間(平成18年 5月17日)	5,036,407	5,196,401	7,568	7,808
平成17年 6月末日	4,408,347	_	7,930	_
平成17年 7月末日	4,543,110	_	7,975	_
平成17年 8月末日	4,659,333	_	7,960	_
平成17年 9月末日	4,775,814	_	7,970	_
平成17年10月末日	4,896,120	_	8,029	_
平成17年11月末日	5,045,731	_	8,145	_
平成17年12月末日	5,079,072	_	8,095	_
平成18年 1月末日	5,144,156	_	8,092	_
平成18年 2月末日	5,053,992	_	7,868	_
平成18年 3月末日	5,189,393	_	7,921	-
平成18年 4月末日	5,149,765	_	7,788	-
平成18年 5月末日	5,178,933	_	7,756	-
平成18年 6月末日	5,242,153	_	7,789	-

- (注1)分配付純資産総額は、各特定期間末の元本額に、各特定期間(6ヵ月毎)に支払われた1口当たりの分配付基準価額を乗じて算出しております。
- (注2)基準価額は1単位(1万口)当たりの純資産総額です。

純資産総額(分配落)の推移



基準価額(分配落)の推移



の概要

の性格 運用の特色 投資方針ファンド

運用体制 投資リスク 管理体制

分配方針

手続 要 の

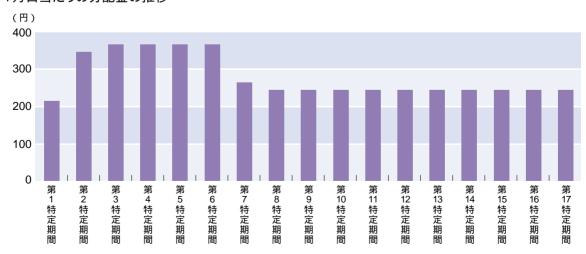
及び税金 運営の概要 運用状況 ライト情報 情報 の項目手数料等 管理及び 財務ハイ その他の 詳細情報

約款

分配の推移

	計算期間	1万口当たりの分配金(円)
第 1 特定期間	自 平成 9年12月18日 至 平成10年 5月17日	211
第 2 特定期間	自 平成10年 5月18日 至 平成10年11月17日	340
第 3 特定期間	自 平成10年11月18日 至 平成11年 5月17日	360
第 4 特定期間	自 平成11年 5月18日 至 平成11年11月17日	360
第 5 特定期間	自 平成11年11月18日 至 平成12年 5月17日	360
第 6 特定期間	自 平成12年 5月18日 至 平成12年11月17日	360
第 7 特定期間	自 平成12年11月18日 至 平成13年 5月17日	260
第 8 特定期間	自 平成13年 5月18日 至 平成13年11月19日	240
第 9 特定期間	自 平成13年11月20日 至 平成14年 5月17日	240
第 10 特定期間	自 平成14年 5月18日 至 平成14年11月18日	240
第11特定期間	自 平成14年11月19日 至 平成15年 5月19日	240
第 12 特定期間	自 平成15年 5月20日 至 平成15年11月17日	240
第13特定期間	自 平成15年11月18日 至 平成16年 5月17日	240
第 14 特定期間	自 平成16年 5月18日 至 平成16年11月17日	240
第 15 特定期間	自 平成16年11月18日 至 平成17年 5月17日	240
第 16 特定期間	自 平成17年 5月18日 至 平成17年11月17日	240
第 17 特定期間	自 平成17年11月18日 至 平成18年 5月17日	240

1万口当たりの分配金の推移

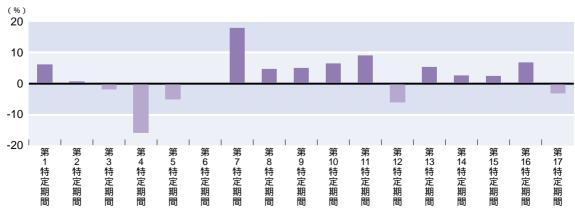


	計算期間	収益率(%)
第 1 特定期間	自 平成 9年12月18日 至 平成10年 5月17日	5.9
第 2 特定期間	自 平成10年 5月18日 至 平成10年11月17日	0.4
第 3 特定期間	自 平成10年11月18日 至 平成11年 5月17日	1.6
第 4 特定期間	自 平成11年 5月18日 至 平成11年11月17日	15.6
第 5 特定期間	自 平成11年11月18日 至 平成12年 5月17日	4.8
第 6 特定期間	自 平成12年 5月18日 至 平成12年11月17日	0.0
第 7 特定期間	自 平成12年11月18日 至 平成13年 5月17日	17.7
第 8 特定期間	自 平成13年 5月18日 至 平成13年11月19日	4.4
第 9 特定期間	自 平成13年11月20日 至 平成14年 5月17日	4.8
第10特定期間	自 平成14年 5月18日 至 平成14年11月18日	6.3
第11特定期間	自 平成14年11月19日 至 平成15年 5月19日	8.8
第12特定期間	自 平成15年 5月20日 至 平成15年11月17日	5.7
第13特定期間	自 平成15年11月18日 至 平成16年 5月17日	5.1
第14特定期間	自 平成16年 5月18日 至 平成16年11月17日	2.3
第 15 特定期間	自 平成16年11月18日 至 平成17年 5月17日	2.2
第 16 特定期間	自 平成17年 5月18日 至 平成17年11月17日	6.6
第 17 特定期間	自 平成17年11月18日 至 平成18年 5月17日	3.1
	自 平成18年 5月18日 至 平成18年 6月30日	2.9

(注)収益率とは、各特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落)を基準とした、各特定期間末の基準価額(分 配付)の上昇(または下落)率をいいます。

なお、第1特定期間の収益率は、額面価額を基準に算出しています。

収益率の推移



の概要

運用の特色 投資方針

運用体制 投資リスク 管理体制

分配方針

運営の概要

運用状況 ライト情報

その 情報の

の項目報

約款

運用体制



財務ハイライト情報



以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理 状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。

ファンドの財務諸表は、新日本監査法人による監査を受けており、監査報告書は有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「財務諸表」に添付されています。



貸借対照表

区分		第16特定期間末 (平成17年11月17日現在)	第17特定期間末 (平成18年5月17日現在)		
		金額(円)	金額(円)		
資産の部	流動資産	コール・ローン		22,160,561,339	43,149,022,910
		親投資信託受益証券		4,975,803,065,528	5,032,655,599,075
		現先取引勘定		11,999,989,440	-
		未収利息		449	5,260
		济	動資産 合計	5,009,963,616,756	5,075,804,627,245
		資産合計		5,009,963,616,756	5,075,804,627,245
	流動負債	未	払収益分配金	24,603,786,531	26,585,626,777
		未払解約金		3,915,685,261	7,256,286,165
		未払受託者報酬		218,712,392	221,898,679
負債の部		未払委託者報酬		5,249,097,425	5,325,568,298
		その他未払費用		9,185,908	7,278,266
		流動負債 合計		33,996,467,517	39,396,658,185
負債合計		計	33,996,467,517	39,396,658,185	
		元本	元本	6,172,805,860,128	6,655,226,941,833
純資産の部	元本等	剰余金	期末欠損金	1,196,838,710,889	1,618,818,972,773
			(分配準備積立金)	(307,461,713,681)	(252,863,503,358)
	純資産合計		4,975,967,149,239	5,036,407,969,060	
負債・純資産合計				5,009,963,616,756	5,075,804,627,245



損益及び剰余金計算書

区分		第16特定期間 自平成17年 5月18日 至平成17年11月17日	第 17特定期間 自平成17年11月18日 至平成18年 5月17日
		金額(円)	金額(円)
受取利息		77,732	145,585
営業収益	有価証券売買等損益	327,535,918,193	138,390,278,464
	営業収益合計	327,535,995,925	138,390,132,879
	受託者報酬	1,211,081,475	1,331,744,994
当	委託者報酬	29,065,955,247	31,961,879,764
営業費用	その他費用	53,179,914	49,859,668
	営業費用合計	30,330,216,636	33,343,484,426
営業利益金額又は営業損失金額()		297,205,779,289	171,733,617,305
経常利益金額又は経常損失金額()		297,205,779,289	171,733,617,305
当期純利益金額又は当期純損失金額()		297,205,779,289	171,733,617,305
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		1,930,156,964	345,582,231
	期首欠損金	1,168,149,127,857	1,196,838,710,889
	欠損金減少額	64,031,428,645	104,012,543,273
	当期一部解約に伴う欠損金減少額	64,031,428,645	104,012,543,273
欠損金増加額		248,252,664,576	199,518,231,142
	当期追加信託に伴う欠損金増加額	248,252,664,576	199,518,231,142
	分配金	139,743,969,426	154,395,374,479
	期末欠損金	1,196,838,710,889	1,618,818,972,773



注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第16特定期間 自平成17年 5月18日 至平成17年11月17日	第17特定期間 自平成17年11月18日 至平成18年 5月17日
1. 運用資産の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3. 表示	_	平成18年4月20日付内閣府令第49号による投資信託財産計算規則の改正により、表示方法が以下のとおり変更されております。 (1)貸借対照表 純資産の部は、従来の元本及び剰余金の区分から、元本等及び評価・換算差額等の区分となりました。ただし、評価・換算差額等の区分となりました。ただし、計価・換算差額等の区分となりました。ただし、計価・換算差額等の区分となります。 (2)損益及び剰余金計算書経常損益の部の表示は廃止されました。また、営業損益の部の表示は廃止されました。また、営業損益金額、経常損益金額及び当期純損益金額及び当期純損益金額としております。



その他の情報



内国投資信託受益証券の形態等

無記名式の追加型証券投資信託受益証券(以下「受益証券」といいます。)です。 格付けは取得していません。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降 「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読替えるものとし、「社債、株式等の振替 に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受ける予定であり、受 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下 益権の帰属は、後述の「 位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下 「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、 振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます)。 委 託会社である国際投信投資顧問株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替 受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態は ありません。

発行(売出)価額の総額

10兆円を上限とします。

振替機関に関する事項

該当事項はありません。なお、ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する 予定であり、その場合の振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

振替受益権について

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、社振法の規定の適 用を受け、前記「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規 則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「 振替機関に関する事項」 に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。 (参考)

投資信託振替制度とは

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいま す。) への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税等の税制優遇措置が平成20年1月以降も継続されます。

約款

既発行受益証券の振替受益権化について

委託会社は、「管理及び運営の概要 5 約款の変更 7.」の手続きにより信託約款の変更を行う予 定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受 入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてファンドの平成18年12月 29日現在のすべての受益権(受益権につき、すでに信託契約の一部解約が行われたもので、当 該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受 益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、 保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券 を確認した後、当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権に係 る受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日に係る収益分配金交付票を含 みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託会社は、 受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、 販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

委託会社の概況

- ·資本金(平成18年6月末現在) 26億8千万円
- ・沿革 昭和58年3月 国際投信委託株式会社設立 昭和59年12月国際投資顧問株式会社設立 両社の合併により国際投信投資顧問株式会社に商号変更 平成9年7月
- ・大株主の状況(平成18年6月末現在)

氏名または名称	住 所	所有株式数	比率
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	3,013株	23.18%
国際土地建物株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	1,427株	10.97%
株式会社野村総合研究所	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号	1,400株	10.77%

内国投資信託受益証券事務の概要

1. 投資信託受益証券の名義書換等

委託会社の定める手続きによって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。

また、記名式の受益証券の所持人は、委託会社の定める手続きによって名義書換を委託会社に 請求することができます。ただし、名義書換の手続きは、ファンドの毎計算期間の末日の翌日か ら15日間停止します。なお、当該手続きの取扱機関等は以下の通りです。

取扱機関 国際投信投資顧問株式会社

取扱場所 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号

受益証券の保管を販売会社に委託している場合には、当該販売会社において受付けるものとします。

2. 受益者等名簿

受益者等名簿は作成しません。ただし、記名式へ変更した場合には作成します。

3. 受益者等に対する特典 該当事項はありません。

4. 内国投資信託受益証券の譲渡制限

該当事項はありません。

ただし、記名式の受益証券の譲渡は、委託会社の定める手続きによる名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

- 5. 受益証券の再発行
 - (1)委託会社は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きにより公 示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。
 - (2)委託会社は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きにより再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。
 - (3)受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託会社の定める手続きにより再交付を請求したときは、委託会社は受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前記の規定を準用します。
 - (4)委託会社は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

(注)ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替受益権となる予定であり、委託会社は、 この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合 または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在し ない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を 発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無 記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券 への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受 益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするもの とします。

当該申請のある場合には、当該振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権 の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座 簿に記載または記録するものとします。ただし、当該振替機関等が振替先口座を開設し たものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替 機関等の上位機関を含みます。) に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益 権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載また は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機 関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めた場合またはやむをえない事情が あると判断した場合は、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社 に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施 行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の 受益権を均等に再分割できるものとします。

償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還 日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前 に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されてい る受益権については原則として取得申込者とします。) に支払います。

質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支 払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款 の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。



ファンドの詳細情報の項目



証券取引法第13条第2項第2号に規定する詳細情報を記載した目論見書(投資信託説明書 (請求目論見書))に記載している項目の一覧は次の通りです。

なお、当該内容は金融庁のEDINET(電子開示システム)および委託会社のホームページで閲覧することができます。

ファンドの沿革

手続等

- 1 申込(販売)手続等
- 2 換金(解約)手続等

管理及び運営

- 1 資産の評価
- 2 保管
- 3 信託期間
- 4 計算期間
- 5 ファンドの償還条件等
- 6 約款の変更
- 7 反対者の買取請求権
- 8 関係法人との契約の更改
- 9 公告
- 10 信託事務の委託
- 11 運用報告書
- 12 受益者の権利等

ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
- 2 ファンドの現況

設定及び解約の実績

の概要

の性格

運用の特色 投資方針

運用体制 投資リスク 管理体制

分配方針 概要の

及び 税金

運営の概要

運用状況

ライト情報 情報の

約款

追加型証券投資信託 グローバル・ソブリン・オープン(毎月決算型) 約 款

管理体制



追加型証券投資信託 グローバル・ソブリン・オープン(毎月決算型)

- 運用の基本方針 -



約款第20条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

基本方針

この投資信託は、ファミリーファンド方式により、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

投資対象

主として、グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド(以下「親投資信託」といいます。)受益証券を通じて世界主要先進国の国債、政府機関債等(A格以上のもの)に投資を行います。

金証券を通して世界主要先進国の国債、政府機関債等(A格以上のもの)に投資を行います。 なお、有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、 通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る 先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と 類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。また、信託財産に 属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。

投資制限

親投資信託への投資は、制限を設けません。

株式への実質投資は、転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)を転換したものに限り、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

同一銘柄の株式への実質投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資は、信託財産の純資産 総額の5%以内とします。

有価証券先物取引等は、約款第23条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第24条の範囲で行います。

外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。

収益分配方針

毎月17日(ただし、17日が休業日の場合は翌営業日とします。)に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。

分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

分配対象収益についての分配方針

委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入を中心に分配金額を決定します。 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、前記の運用の基本的考え方に則した運用を行います。

追加型証券投資信託 グローバル・ソブリン・オープン(毎月決算型)約款

追加型証券投資信託 グローハル・ソフリン・オーフン(毎月決算型) 約款			
信託の種類、 委託者および受託者	第1条	この信託は、証券投資信託であり、国際投信投資顧問株式会社を委託者とし、りそな信 託銀行株式会社を受託者とします。	
信託事務の委託	第1条の 2	受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結 し、これを委託することができます。	
信託の目的および金額	第2条	委託者は、受益者のために利殖の目的をもって金15,533,858,755円を信託し、受託者はこれを引受けます。	
信託金の限度額	第3条	委託者は、受託者と合意のうえ、金10兆円を限度として信託金を追加することができます。 追加信託が行われたときは、受託者は、その引受けを証する書面を委託者に交付します。 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。	
信託期間	第4条	この信託の期間は、信託契約締結日から第52条、第53条第1項、第54条第1項および第56 条第2項の規定による信託終了の日までとします。	
受益証券の 取得申込みの 勧誘の種類	第 4 条の 2	委託者は、この信託について、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる募集を行います。 この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2 条第13項で定める公募により行われます。	
当初の受益者	第5条	この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第6条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。	
受益権の分割 および再分割	第6条	委託者は、第2条に規定する受益権については、15,533,858,755口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。 (削除)	
追加信託の価額および 口数、基準価額の 計算方法	第7条	追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。 この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。	
信託日時の異なる 受益権の内容	第8条	この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありませ h 。	
受益証券の発行	第9条	委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名 式の受益証券を発行します。	
受益証券の発行に ついての受託者の認証	第10条	委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券が、この信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。	
受益証券の申込単位 および価額	第11条	委託者は、第9条の規定により発行される受益証券を、取得申込者に対し、1万口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。なお、この場合において、第47条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益証券の取得申込みを申出た取得申込者に対しては、1口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、受益証券の取得申込者がその申込みをしようとする場合において、委託者に対し、当該取得申込みに係る受益証券について第47条第3項に規定する収益分配金の再投資に係	

込みに応ずることができるものとします。

る受益証券の取得申込みをしないことを申出たときには、1万口単位をもって取得の申

委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)および登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第9条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、1万円以上1円単位または1万口単位として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。)による契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ受益証券の取得申込者に限り1口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

前2項の場合の受益証券の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に第4項に規定する率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税ならびに地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益証券の価額は、1口につき1円に、1円に第4項に規定する率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、以下に定める手数料率を上限として、委託者の指定する証券会社および登録金融機関または委託者がそれぞれ別に定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る手数料の額は、1口につき1円に、以下の第1号に定める手数料率を乗じて得た額とします。

- 1 (手数料率)取得申込口数に応じて
 - 1億口未満の場合 1.5%
 - 1億口以上の場合 1.0%
- 2 (手数料率)取得申込総金額に応じて
 - 1億円未満の場合1.5%
 - 1億円以上の場合 1.0%
- 3 (手数料率)取得申込金額に応じて
 - 1億円未満の場合 1.5%
 - 1億円以上の場合 1.0%

第3項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益証券を信託終了時まで保有した受益者(信 託期間を延長した証券投資信託(追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日(以 下「当初の信託終了日」といいます。)以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わな いものをいいます。以下本項において同じ。)にあっては、当初の信託終了日まで当該信託 の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。)が、その償還金(信託 期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益 証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。)ま たは償還金を超える金額をもって、当該信託終了日(信託期間を延長した証券投資信託に あっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求日または一部解 約請求日を含みます。以下本項において同じ。)の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月 以内に当該償還金の支払いを受けた当該証券会社および登録金融機関または委託者でこの 信託に係る受益証券の取得申込みをする場合の1口当たりの受益証券の価額は、当該償還 金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか 大きい額)で取得する口数(以下「償還金取得口数」といいます。)については、取得申込日 の翌営業日の基準価額とすることができ、当該取得申込口数のうち償還金取得口数を超え る口数については、取得申込日の翌営業日の基準価額に、前項に定める当該取得申込みに 適用される手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た手数料および当該手 数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。なお、委託者の指定する証 券会社および登録金融機関または委託者は、当該受益者に対し、償還金等の支払いを受け たことを証する書類の提示を求めることができます。

第3項および前項の規定にかかわらず、受益者が第47条第2項および第3項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、決算日の基準価額とします。

第3項および第5項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、追加型証券投資信託の受益証券を保有する受益者が、当該受益証券の申込みを行った当該証券会社および登録金融機関で、当該信託の信託期間の信託終了日の1年前以内で当該証券会社および登録金融機関が別に定める期間以降、当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該証券会社および登録金融機関が別に定める期間以内に、当該証券会社および登録金融機関でこの受益証券の取得申込みをする場合の手数料率を別に定めることができます。

第3項、第5項および前項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機 関は、別に定める追加型証券投資信託の受益証券を保有する受益者が、当該受益証券の申 込みを行った当該証券会社および登録金融機関で、当該証券会社および登録金融機関が別 に定める期間以降、当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金をも って、当該証券会社および登録金融機関が別に定める期間以内に、当該証券会社および登録 金融機関でこの受益証券の取得申込みをする場合の手数料率を別に定めることができます。

受益証券の種類

第12条 委託者が発行する受益証券は、1口券、5口券、10口券、50口券、100口券、500口券、 1,000口券、5,000口券、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口 券、1,000万口券、5,000万口券および1億口券の17種類とします。

> 別に定める契約および保護預り契約に基づいて委託者の指定する証券会社または登録金融 機関が保管する受益証券もしくは保護預り契約に基づいて保護預りを行う会社(以下「保護 預り会社」といいます。)が保管する委託者の自らの募集に係る受益証券の種類は、前項に 定めるもののほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

受益証券の記名式。 無記名式への 変更ならびに 名義書換手続き

委託者は、受益者が委託者の定める手続きによって請求したときは、無記名式の受益証券 第13条 と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券 を交付します。

記名式受益証券の所持人は、委託者の定める手続きによって名義書換を委託者に請求する

前項の規定による名義書換の手続きは、第40条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15 日間停止します。

記名式受益証券譲渡の 対抗要件

記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受 第14条 託者に対抗することができません。

無記名式受益証券の 再交付

委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きにより公示催 第15条 告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付し ます。

記名式受益証券の 再交付

委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きにより再交付を 第16条 請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

受益証券を毀損した 場合などの再交付

委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手 第17条 続きにより再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しが たいときは、前2条の規定を準用します。

受益証券の再交付の費用

第18条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

投資の対象とする 資産の種類

第18条の2 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(投資信託及び投 資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

- 1.有価証券
- 2.有価証券指数等先物取引に係る権利
- 3.有価証券オプション取引に係る権利
- 4.外国市場証券先物取引に係る権利
- 5.有価証券店頭指数等先渡取引に係る権利
- 6.有価証券店頭オプション取引に係る権利
- 7.有価証券店頭指数等スワップ取引に係る権利
- 8.金銭債権(第1号、次号および第11号に掲げるものに該当するものを除きます。)
- 9.約束手形(証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。)
- 10.金融先物取引に係る権利
- 11.金融デリバティブ取引に係る権利(第2号から第7号までに掲げるものに該当するもの を除きます。)
- 12.次に掲げるものを信託する信託の受益権(第1号に掲げるものに該当するものを除き ます。)
 - イ .金銭(信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用すること を目的とする場合に限ります。)
 - 口 .有価証券
 - 八 .金銭債権

投資

運用の指図範囲

第19条

委託者は、信託金を、主として国際投信投資顧問株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者として締結されたグローバル・ソブリン・オープン マザーファンド(以下「親投資信託」といいます。)受益証券のほか、次の有価証券に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券に投資することを指図しません。

- 1.転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の行使により取得した株券
- 2.国債証券
- 3.地方倩証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5.社債券および社債と同時に募集され割り当てられた新株予約権証券
- 6.コマーシャル・ペーパー
- 7.外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を 有するもの
- 8.外国法人の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付を業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの(以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。)
- 9.外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 10.銀行、信託会社その他政令で定める金融機関または主として住宅の取得に必要な長期 資金の貸付を業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権および外国法人に対 する権利で同様の権利の性質を有するもの(以下「貸付債権信託受益権」といいま す。)

第1号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち、第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券または証書のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託
- 3.コール・ローン
- 4.手形割引市場において売買される手形

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、信託財産に属する株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

運用の基本方針

第20条

委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがってその指 図を行います。

投資する株式の範囲

第21条

委託者が投資することを指図する株式は、証券取引所に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずるものとして取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

同一銘柄の株式への 投資制限

第22条

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

1

先物取引等の運用 指図・目的・範囲

第23条

委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国 の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプシ ョン取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うこと の指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うもの とします。(以下同じ。)

- 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ 対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内
- 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ 対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額)に信託財産が限 月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた 額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償 還金等ならびに第19条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範 囲内とします。
- 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オ プション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所にお ける通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプシ ョン取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

- 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の 売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨 建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額と 親投資信託の信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財 産に属するとみなした額(信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信 託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて 得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
- 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の 買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。
- 3.コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の 合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ 本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託 財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所にお ける金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取 引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

- 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ 対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還 金等ならびに第19条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものを いい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
- 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財 産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第19条第2 項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品 運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、 信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総 額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債およ び組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金お よび償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組 入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還 金等を加えた額を限度とします。
- 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の 合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、 かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の 信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用 指図・目的・範囲

第24条

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動 リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその 元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの 指図をすることができます。

管理体制

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として第4条に定める信託 期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものに ついてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額と 親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみ なした額との合計額(以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。) が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由 により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資 産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワ ップ取引の一部の解約を指図するものとします。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産に係るスワップ 取引の想定元本の総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する 親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で 評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、 担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

同一銘柄の転換社債等 への投資制限

第25条

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の 時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付 社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総 額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証 券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換 社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

有価証券の貸付の 指図および範囲

第26条

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を貸付時点に おいて、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額を超え ない範囲内で貸付の指図をすることができます。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に 相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うも のとします。

特別の場合の外貨建 有価証券への投資制限

第27条

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認め られる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図

第28条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のう ち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に 親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額 をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買 の予約を指図することができます。

外貨建資産の円換算 および予約為替の評価

第29条

信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電 信売買相場の仲値によって計算します。

前条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相 場の仲値によって計算します。

保管業務の委任

第30条

受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合は、その業 務を行うに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任す ることができます。

有価証券の保管

第31条

受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管 させることができます。

混蔵寄託

第32条

金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済 する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペ ーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関ま たは証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

一括登録 第33条

信託財産の表示 および記載の省略

第34条

有価証券売却等の指図

信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、 信託の表示および記載をしません。

委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求およ 第35条 び有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

約款

再投資の指図

第36条

第39条

委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、 有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金お よびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

資金の借入れ

第37条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う 支払資金の手当てを目的として、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借 入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとし、資金借入額は当該有価証券等の売却等の代金の受取りの確定している資金の額の範囲内、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

損益の帰属

第38条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

受託者による資金の立替え

信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、 委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、 株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものが あるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど 別にこれを定めます。

計算期間

第40条 この信託の計算期間は、毎月18日から翌月17日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

信託財産に関する報告

第41条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(削除)

託者に提出します。

信託事務の諸費用

第42条 信託財産に関する租税、会計監査費用(消費税等相当額を含みます。)等の信託事務の処理 に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受 益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に係る会計監査費用(消費税等相当額を含みます。)は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

信託報酬等の総額

第43条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託 財産の純資産総額に年1万分の125の率を乗じて得た額とします。

> 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、 委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

> 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

収益の分配方式

第44条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1.配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を 控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該諸経 費、信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配 することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立 金として積立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該諸経費、信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越 欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配するこ とができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てる ことができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

追加信託金または 一部解約金の計理処理

第45条 (削除)

収益分配金、償還金 および一部解約金の 委託者への交付と 支払いに関する 受託者の免責

収益分配金、償還金 および一部解約金の 支払い

第46条

受託者は、収益分配金については第47条第1項に規定する支払開始日の前日および第47条第2項に規定する交付開始前までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第47条第5項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第47条第6項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

第47条

委託者は、収益分配金を毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益証券の売付を行います。

委託者は、委託者の自らの募集に係る受益証券に帰属する収益分配金(受益者が自己の有する受益証券の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益証券の取得申込みをしないことをあらかじめ申出た場合において、委託者が当該申出を受付けた受益証券に帰属する収益分配金を除きます。)をこの信託の受益証券の取得申込金として、各受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益証券の取得の申込みに応じたものとします。

委託者は、前項の受益者がその有する受益証券の全部の口数について第51条第2項により 信託の一部解約が行われた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、前 項の規定にかかわらず、そのつど受益者に支払います。

委託者は、償還金を信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに 受益者に支払います。

委託者は、一部解約金を受益者の一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して、原則 として5営業日目から受益者に支払います。

前各項(第2項および第3項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。ただし、委託者が自ら募集したものについては、委託者において行います。

収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信 託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届出るものとし、第1項の場合には収益分配金交付票に、第5項および第6項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺しなければなりません。

委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負いません。

受益証券の保護預り

第48条

委託者は、委託者の自らの募集に係る第9条の規定により発行された受益証券を受益者と保護預り会社との保護預り契約に基づいて保護預り会社において混蔵保管するものとします。ただし、受益者が自己の有する受益証券の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益証券の取得申込みをしないことをあらかじめ申出た場合において、委託者が、当該申出を受付けた受益証券については、この限りではありません。

収益分配金および 償還金の時効

第49条

受益者が、収益分配金については第47条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払い を請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第47条第5項に規定する支 払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者か ら交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

受益証券の買取り

第50条

委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者の請求があるときは、委託者の 指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもってその受益証券を買取ることが できます。

受益証券の買取価額は、買取りの申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た信託財産留保相当額および当該買取りに関して当該買取りを行う委託者の指定する証券会社および登録金融機関に係る源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。

委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、証券取引所における取引の停止、外国 為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項 による受益証券の買取りを中止することができます。

の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該 受益証券の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受付

けたものとして第2項の規定に準じて計算された価額とします。

一部解約

第51条

受益者(前条の委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。以下本条にお いて同じ。)は、平成10年6月17日以降において、自己の有する受益証券につき、委託者に、 委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位(委託者の自ら の募集に係る受益証券(受益者が自己の有する受益証券の全部もしくは一部について、委 託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益証券の取得申込みをしないことを あらかじめ申出た場合において、委託者が、当該申出を受付けた受益証券を除きます。)、 別に定める契約に係る受益証券または委託者の指定する証券会社および登録金融機関の所 有に係る受益証券については10単位をもって一部解約の実行を請求することができます。 ただし、次の事由による場合には、平成10年6月16日以前において、受益者(受益者死亡の 場合はその相続人)は、委託者に一部解約の実行の請求をすることができます。

前項により受益証券の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日

- 1.受益者が死亡したとき
- 2.受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
- 3.受益者が破産宣告を受けたとき
- 4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき

委託者は、前項の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価 額に0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

受益者が第1項の請求をするときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関また は委託者に対し、受益証券をもって行うものとします。この場合において、受益者が第1 項ただし書きの各号に規定する事由によりその請求をするときは、委託者の指定する証券 会社および登録金融機関または委託者は、当該受益者に対し、当該事由を証する所定の書 類の提示を求めることができるものとします。

委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情 があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。

前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止 以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解 約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止 を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 3項の規定に準じて計算された価額とします。

信託契約の解約

第52条

委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利である と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信 託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あら かじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が当初設定に係る受益 権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、こ の信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、 あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、そ の旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、 この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を 行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議 を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を 超えるときは、第1項および第2項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由 を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。 ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。 第4項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じて いる場合であって、第4項の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行 うことが困難な場合には適用しません。

信託契約に関する 監督官庁の命令

第53条

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、 信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第57条の 規定にしたがいます。

委託者の認可取消等 に伴う取扱い

第54条

委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したと きは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託 委託業者に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第57条第4項に該当する場合を除き、 当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

委託者の事業の譲渡 および承継に伴う取扱い

第55条

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関 する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この 信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託者の辞任 に伴う取扱い

第56条

受託者は、委託者の承諾を受けて、その任務を辞任することができます。この場合、委託 者は、第57条の規定にしたがい新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了さ せます。

信託約款の変更

第57条

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したとき は、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、 変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更し ようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約 款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受 益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議 を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を 超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由 を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。 ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

反対者の買取請求権

第57条の2 第52条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合におい て、第52条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、 受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求すること ができます。

信託期間の延長

信託約款に関する

疑義の取扱い

公告

第58条

(削除)

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。 第59条

第60条

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条

委託者は、平成10年12月1日現在において、委託者の自らの募集に係る受益証券を保護預 り契約に基づき混蔵保管している場合、当該受益証券および当該受益証券に帰属する収益 分配金の再投資に係る受益証券に限り、平成11年11月30日まで保管することができます。 なお、このとき、受益証券の種類は、1口の整数倍の受益証券とすることができます。

第2条

第47条第8項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、 各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつ ど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同 項に規定する「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎 の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分 配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月30日以前の取得申込みに係る受益 権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金(信託金 総額を総口数で除して得た額)とみなすものとします。

第3条

変更後の第43条の規定は、平成12年4月1日以降計上される信託報酬より適用します。

第4条

この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降 「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読替えるものとし、「社債、株式等の振替に 関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以 降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うこ とについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機 関」よいいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管 理機関」をいいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口

1

座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます)。当該振替受 益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受 益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指 定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除 き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、約款本文の規定にかかわら ず、平成19年1月4日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の 振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたが い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

平成19年1月4日前に信託された受益権に係る受益証券を保有する受益者は、自己の有する受 益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。 委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受付けた場合には、当該請求 に基づき当該受益証券に係る受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合 において、委託者は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関ならびに保護預り会社ま たは委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

受益者が第2項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者の指定する 証券会社および登録金融機関または委託者に対し、受益証券をもって行うものとします。なお、 振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券(当該記載または記録以降に到来 する計算期間の末日に係る収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録 による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとします。ただし、 一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取扱う振替 機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った 場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事 情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとします。

委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申 請することができる旨の信託約款の変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なもの として約款本文の信託約款の変更の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受 入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意を している受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として 行いません。

委託者が、前項の信託約款の変更を行った場合、原則としてこの信託の平成18年12月29日現 在のすべての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解 約に係る一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を 代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預 りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認 した後、当該申請を行うものとします。

委託者が第5項の信託約款の変更を行った場合、平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約 に係る一部解約の実行の請求または買取りの請求を受益者がするときは、委託者の指定する証 券会社および登録金融機関または委託者(一部解約の実行の請求の場合に限ります。)に対し、 振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金または買取 りの代金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求または買取りの請求で、平成 19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をも って行うものとします。

委託者が第5項の信託約款の変更を行った場合においても、平成19年1月4日以降約款本文に 規定する時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当 該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

前記条項により信託契約を締結します。

平成9年12月18日

委託者

東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 国際投信投資顧問株式会社

受託者

東京都千代田区大手町一丁目1番2号 りそな信託銀行株式会社

I. 別に定める追加型証券投資信託

約款第11条第8項の「別に定める追加型証券投資信託」とは次のものをいいます。 追加型証券投資信託 グローバル・ソブリン・オープン (3ヵ月決算型) 追加型証券投資信託 グローバル・ソブリン・オープン (1年決算型)

信託約款(平成19年1月4日適用予定)の変更内容案について

平成18年12月29日現在存在する受益証券を含むファンドの受益証券を原則としてすべて振替受益権とするため、委託者は、平成19年1月4日適用予定で重大な約款変更を行う予定です。下記の表は、この場合の信託約款の変更内容案について記載しております。

なお、重大な約款変更の内容案についてあらかじめお知らせすることを目的としておりますので、単純な参照条文の変更(読替え)は割愛している場合があります。

下線部 は変更部分を示します。

(平成18年8月17日現在)

(重大な約款変更後の約款の内容案) (現在の約款の内容) 第4条の2 (受益権の取得申込みの勧誘の種類) 第4条の2(受益証券の取得申込みの勧誘の種類) (同左) この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、投資信託 この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信 及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募によ 託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募に り行われます。 より行われます。 第5条(当初の受益者) 第5条(当初の受益者) この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、 委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条の規定に 委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第6条の規定 より分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、 により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、 取得申込者に帰属します。 取得申込者に帰属します。 第6条(受益権の分割および再分割) 第6条(受益権の分割および再分割) (同左) 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を 株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託 均等に再分割できます。 者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定 日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。 (同左) 第9条(受益権の帰属と受益証券の不発行) 第9条(受益証券の発行)

- この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)
- 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。

(新設)

委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、 振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をす るため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うも のとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通 知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える 振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受 入簿に記載または記録を申請することができるものとし、 原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての 受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行わ れたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始 日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。) を受益 者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または 記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受 益証券に係る受益権については、信託期間中において委 託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとしま す。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受 益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の 末日に係る収益分配金交付票を含みます。) は無効となり、 当該記載または記録により振替受益権となります。また、 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受 入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者 の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規定する 証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号 に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。) および 登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登 録金融機関をいいます。以下同じ。) ならびに保護預り会 社または第48条に規定する委託者の指定する口座管理機 関に当該申請の手続きを委任することができます。

(新設)

(新設)

第10条(受益権の設定に係る受託者の通知)

受託者は、追加信託により生じた受益権については追加 信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ 当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。 (削除)

に記載し記名捺印することによって行います。

第11条(受益証券の申込単位および価額)

第10条(受益証券の発行についての受託者の認証)

受託者の認証を受けなければなりません。

委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、

その発行する受益証券が、この信託約款に適合する旨の

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券

委託者は、第9条の規定により発行される受益証券を、取 得申込者に対し、1万口単位をもって取得の申込みに応ず ることができるものとします。なお、この場合において、 第47条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益証 券の取得申込みを申出た取得申込者に対しては、1口単位 をもって取得の申込みに応ずることができるものとしま す。ただし、受益証券の取得申込者がその申込みをしよ うとする場合において、委託者に対し、当該取得申込み に係る受益証券について第47条第3項に規定する収益分配 金の再投資に係る受益証券の取得申込みをしないこと を申出たときには、1万口単位をもって取得の申込みに応 ずることができるものとします。

委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規 定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条 第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。) および登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定 する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第9条の 規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対 し、1万円以上1円単位または1万口単位として委託者の指 定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもっ て取得の申込みに応ずることができるものとします。た だし、別に定める自動けいぞく投資約款(別の名称で同

第11条(受益権の申込単位および価額)

委託者は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、 その取得申込者に対し、1万口単位をもって取得の申込み に応ずることができるものとします。なお、この場合に おいて、第47条第3項に規定する収益分配金の再投資に係 る受益権の取得申込みを申出た取得申込者に対しては、1 口単位をもって取得の申込みに応ずることができるもの とします。ただし、受益権の取得申込者がその申込みを しようとする場合において、委託者に対し、当該取得申 込みに係る受益権について第47条第3項に規定する収益分 配金の再投資に係る受益権の取得申込みをしないことを 申出たときには、1万口単位をもって取得の申込みに応ず ることができるものとします。

委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第6条 第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者 に対し、1万円以上1円単位または1万口単位として委託者 の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位を もって取得の申込みに応ずることができるものとします。 ただし、別に定める自動けいぞく投資約款(別の名称で 同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。) による 契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ受 益権の取得申込者に限り1口単位をもって取得の申込みに 応ずることができるものとします。

運用体制

運用状況

約款

前2項の取得申込者は委託者の指定する証券会社および登録金融機関または委託者に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関または委託者(第48条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。)は、当該取得申込総金額(第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

第1項および第2項の場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に第5項に規定する率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税ならびに地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に、1円に第5項に規定する率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、以下に定める手数料率を上限として、委託者の指定する証券会社および登録金融機関または委託者がそれぞれ別に定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る手数料の額は、1口につき1円に、以下の第1号に定める手数料率を乗じて得た額とします。

1.~3.(略)

第4項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益権を信託 終了時まで保有した受益者(信託期間を延長した証券投 資信託 (追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託 終了日(以下「当初の信託終了日」といいます。)以降、 収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをい います。以下本項において同じ。) にあっては、当初の信 託終了日まで当該信託の<u>受益権</u>を保有した受益者をいい ます。以下本項において同じ。)が、その償還金(信託期 間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了 日以降における当該信託の受益権の買取請求に係る売却 代金または一部解約金を含みます。以下本項において同 じ。) または償還金を超える金額をもって、当該信託終了 日(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初 の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取請求 日または一部解約請求日を含みます。以下本項において 同じ。) の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内 に当該償還金の支払いを受けた当該証券会社および登録 金融機関または委託者でこの信託に係る受益権の取得申 込みをする場合の1口当たりの受益権の価額は、当該償還 金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、当該償 還金額とその元本額とのいずれか大きい額)で取得する 口数(以下「償還金取得口数」といいます。)については、 取得申込日の翌営業日の基準価額とすることができ、当 該取得申込口数のうち償還金取得口数を超える口数につ いては、取得申込日の翌営業日の基準価額に、前項に定 める当該取得申込みに適用される手数料率を取得申込日 の翌営業日の基準価額に乗じて得た手数料および当該手 様の権利義務関係を規定する約款を含みます。) による契約(以下「別に定める契約」といいます。) を結んだ受益証券の取得申込者に限り1口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

(新設)

- 前2項の場合の受益証券の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に第4項に規定する率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税ならびに地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益証券の価額は、1口につき1円に、1円に第4項に規定する率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- 前項の手数料の額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、以下に定める手数料率を上限として、委託者の指定する証券会社および登録金融機関または委託者がそれぞれ別に定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る手数料の額は、1口につき1円に、以下の第1号に定める手数料率を乗じて得た額とします。

1.~3.(同左)

第3項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益証券を信 託終了時まで保有した受益者(信託期間を延長した証券 投資信託(追加型証券投資信託にあっては、延長前の信 託終了日(以下「当初の信託終了日」といいます。)以降、 収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをい います。以下本項において同じ。) にあっては、当初の信 託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をい います。以下本項において同じ。)が、その償還金(信託 期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終 了日以降における当該信託の受益証券の買取請求に係る 売却代金または一部解約金を含みます。以下本項におい て同じ。) または償還金を超える金額をもって、当該信託 終了日(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、 当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買 取請求日または一部解約請求日を含みます。以下本項に おいて同じ。)の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ 月以内に当該償還金の支払いを受けた当該証券会社およ び登録金融機関または委託者でこの信託に係る受益証券 の取得申込みをする場合の1口当たりの受益証券の価額 は、当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっ ては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額) で取得する口数(以下「償還金取得口数」といいます。) については、取得申込日の翌営業日の基準価額とするこ とができ、当該取得申込口数のうち償還金取得口数を超 える口数については、取得申込日の翌営業日の基準価額 に、前項に定める当該取得申込みに適用される手数料率 を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た手数料

数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とし ます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融 機関または委託者は、当該受益者に対し、償還金等の支 払いを受けたことを証する書類の提示を求めることがで

- 第4項および前項の規定にかかわらず、受益者が第47条第 2項および第3項の規定に基づいて収益分配金を再投資す る場合の受益権の価額は、決算日の基準価額とします。
- 第4項および第6項の規定にかかわらず、委託者の指定す る証券会社および登録金融機関は、追加型証券投資信託 の受益権を保有する受益者が、当該受益権の申込みを行 った当該証券会社および登録金融機関で、当該信託の信 託期間の信託終了日の1年前以内で当該証券会社および登 録金融機関が別に定める期間以降、当該信託の受益権の 買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当 該証券会社および登録金融機関が別に定める期間以内に、 当該証券会社および登録金融機関でこの受益権の取得申 込みをする場合の手数料率を別に定めることができます。
- 第4項、第6項および前項の規定にかかわらず、委託者の 指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める追 加型証券投資信託の受益権を保有する受益者が、当該受 益権の申込みを行った当該証券会社および登録金融機関 で、当該証券会社および登録金融機関が別に定める期間 以降、当該信託の受益権の買取請求に係る売却代金また は一部解約金をもって、当該証券会社および登録金融機 関が別に定める期間以内に、当該証券会社および登録金 融機関でこの受益権の取得申込みをする場合の手数料率 を別に定めることができます。

および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算 した価額とします。なお、委託者の指定する証券会社お よび登録金融機関または委託者は、当該受益者に対し、 償還金等の支払いを受けたことを証する書類の提示を求 めることができます。

- 第3項および前項の規定にかかわらず、受益者が第47条第 2項および第3項の規定に基づいて収益分配金を再投資す る場合の受益証券の価額は、決算日の基準価額とします。 第3項および第5項の規定にかかわらず、委託者の指定す る証券会社および登録金融機関は、追加型証券投資信託 の受益証券を保有する受益者が、当該受益証券の申込み を行った当該証券会社および登録金融機関で、当該信託 の信託期間の信託終了日の1年前以内で当該証券会社およ び登録金融機関が別に定める期間以降、当該信託の受益 証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもっ て、当該証券会社および登録金融機関が別に定める期間 以内に、当該証券会社および登録金融機関でこの受益証 券の取得申込みをする場合の手数料率を別に定めること ができます。
- 第3項、第5項および前項の規定にかかわらず、委託者の 指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める追 加型証券投資信託の受益証券を保有する受益者が、当該 受益証券の申込みを行った当該証券会社および登録金融 機関で、当該証券会社および登録金融機関が別に定める 期間以降、当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代 金または一部解約金をもって、当該証券会社および登録 金融機関が別に定める期間以内に、当該証券会社および 登録金融機関でこの受益証券の取得申込みをする場合の 手数料率を別に定めることができます。

(削除)

第12条(受益証券の種類)

- 委託者が発行する受益証券は、1口券、5口券、10口券、 50口券、100口券、500口券、1,000口券、5,000口券、1万 口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万 口券、1,000万口券、5,000万口券および1億口券の17種類 とします。
- 別に定める契約および保護預り契約に基づいて委託者の 指定する証券会社または登録金融機関が保管する受益証 券もしくは保護預り契約に基づいて保護預りを行う会社 (以下「保護預り会社」といいます。)が保管する委託者 の自らの募集に係る受益証券の種類は、前項に定めるも ののほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とする ことができます。

第13条(受益権の譲渡に係る記載または記録)

- 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当 該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録さ れている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をす るものとします。
- 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該 譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および 譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備え る振替口座簿に記載または記録するものとします。ただ し、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでな い場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機 関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社 振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の 口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するも のとします。

第13条(受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義 書換手続き)

- 委託者は、受益者が委託者の定める手続きによって請求 したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受 益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式 の受益証券を交付します。
- 記名式受益証券の所持人は、委託者の定める手続きによ って名義書換を委託者に請求することができます。

投資

勺吹

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の 譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振 替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設 した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要 と認めるときまたはやむをえない事情があると判断した ときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができ ます。 前項の規定による名義書換の手続きは、第40条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

第14条(受益権の譲渡の対抗要件)

受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載 または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗 することができません。

第14条(記名式受益証券譲渡の対抗要件)

記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(削除)

第15条 (無記名式受益証券の再交付)

委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きにより公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

(削除)

第16条(記名式受益証券の再交付)

委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きにより再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

(削除)

第17条(受益証券を毀損した場合などの再交付)

委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続きにより再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。

(削除)

第18条 (受益証券の再交付の費用)

委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対し て実費を請求することができます。

第46条(収益分配金、償還金および一部解約金の<u>払込み</u>と支 払いに関する受託者の免責)

受託者は、収益分配金については第47条第1項に規定する支払開始日の前日および第47条第2項に規定する交付開始前までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第47条第5項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金(第51条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第47条第6項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

受託者は、前項の規定により<u>委託者の指定する預金口座</u> 等に収益分配金、償還金および一部解約金を<u>払込んだ</u>後 は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

第46条(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への 交付と支払いに関する受託者の免責)

受託者は、収益分配金については第47条第1項に規定する 支払開始日の前日および第47条第2項に規定する交付開始 前までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資 産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。) については第47条第5項に規定する支払開始日の前日まで に、一部解約金については第47条第6項に規定する支払日 までに、その全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により<u>委託者</u>に収益分配金、償還 金および一部解約金を<u>交付した</u>後は、受益者に対する支 払いにつき、その責に任じません。

第47条(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

収益分配金<u>は</u>、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため委託者の指定する証券会社および登録金融機関または委託者の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、平成19年1月4日以

第47条(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

委託者は、収益分配金を毎計算期間の終了日後1ヵ月以内 の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引換えに 受益者に支払います。 降においても、第49条に規定する時効前の収益分配金に 係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものと し、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払いま す。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収 益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託 者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則とし て毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の 指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。 この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機 関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る 受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益 権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載 または記録されます。

委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する 収益分配金(受益者が自己に帰属する受益権の全部もし くは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配 金の再投資に係る受益権の取得申込みをしないことをあ らかじめ申出た場合において、委託者が当該申出を受付 けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。) をこの信 託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分 配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じたもの とします。当該受益権の取得申込みに応じたことにより 増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替 口座簿に記載または記録されます。

委託者は、前項の受益者がその有する受益権の全部の口 数について第51条第2項により信託の一部解約が行われた 場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、 前項の規定にかかわらず、そのつど受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日 から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記 載または記録されている受益者(信託終了日以前におい て一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。 また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申 込総金額支払前のため委託者の指定する証券会社および 登録金融機関または委託者の名義で記載または記録され ている受益権については原則として取得申込者としま す。) に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開 設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償 還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と 同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にし たがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の 記載または記録が行われます。また、受益証券を保有し ている受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月 以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該 受益者に支払います。

一部解約金は、第51条第1項の受益者の請求を受付けた日 から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に 支払います。

収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金 は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に 応じて計算されるものとします。

(削除)

(削除)

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収 益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原 則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を委 託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付しま す。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金 融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に 係る受益証券の売付を行います。

委託者は、委託者の自らの募集に係る受益証券に帰属す る収益分配金(受益者が自己の有する受益証券の全部も しくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分 配金の再投資に係る受益証券の取得申込みをしないこと をあらかじめ申出た場合において、委託者が当該申出を 受付けた受益証券に帰属する収益分配金を除きます。)を この信託の受益証券の取得申込金として、各受益者毎に 当該収益分配金の再投資に係る受益証券の取得の申込み に応じたものとします。

委託者は、前項の受益者がその有する受益証券の全部の 口数について第51条第2項により信託の一部解約が行われ た場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があると きは、前項の規定にかかわらず、そのつど受益者に支払 います

委託者は、償還金を信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指 定する日から受益証券と引換えに受益者に支払います。

委託者は、一部解約金を受益者の一部解約の実行の請求 を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受 益者に支払います。

収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金 は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額 等に応じて計算されるものとします。

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印 鑑を届出るものとし、第1項の場合には収益分配金交付票 に、第5項および第6項の場合には受益証券に、記名し届 出印を押捺しなければなりません。

委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と 照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金

勺吹

し、てい貝を

第48条(委託者の自5の募集に係る受益権の口座管理機関) 委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権について、 口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録

等に関する業務を委任することができます。

もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用 その他の事情があっても、そのために生じた損害につい て、その責を負いません。

第48条(受益証券の保護預り)

委託者は、委託者の自らの募集に係る第9条の規定により 発行された受益証券を受益者と保護預り会社との保護預り契約に基づいて保護預り会社において混蔵保管するものとします。ただし、受益者が自己の有する受益証券の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益証券の取得申込みをしないことをあらかじめ申出た場合において、委託者が、当該申出を受付けた受益証券については、この限りではありません。

第49条(収益分配金および償還金の時効)

受益者が、収益分配金については第47条第1項に規定する 支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、なら びに信託終了による償還金については第47条第5項に規定 する支払開始日から10年間その支払いを請求しないとき は、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委 託者に帰属します。

第49条(収益分配金および償還金の時効)

受益者が、収益分配金については第47条第1項に規定する 支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、なら びに信託終了による償還金については第47条第5項に規定 する支払開始日から10年間その支払いを請求しないとき は、その権利を失い、<u>委託者が</u>受託者から交付を受けた 金銭は委託者に帰属します。

第50条(受益権の買取り)

委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者の請求があるときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもってその受益権を買取ることができます。

受益権の買取価額は、買取りの申込みを受付けた日の翌 営業日の基準価額から、当該基準価額に0.5%の率を乗じ て得た信託財産留保相当額および当該買取りに関して当 該買取りを行う委託者の指定する証券会社および登録金 融機関に係る源泉徴収税額に相当する金額を控除した額 とします。

- 受益者は、平成19年1月4日以降の第1項の請求をするとき は委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、 振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19 年1月4日以降に買取りの代金が受益者に支払われること となる第1項の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該 請求については、振替受益権となることが確実な受益証 券をもって行うものとします。
- 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による受益権の買取りを中止することができます。
- __ 前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受付けたものとして第2項の規定に準じて計算された価額とします。

第50条(受益証券の買取り)

委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者の請求があるときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもってその受益証券を買取ることができます。

受益証券の買取価額は、買取りの申込みを受付けた日の 翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.5%の率を乗 じて得た信託財産留保相当額および当該買取りに関して 当該買取りを行う委託者の指定する証券会社および登録 金融機関に係る源泉徴収税額に相当する金額を控除した 額とします。

(新設)

- 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による受益証券の買取りを中止することができます。
- 前項により受益証券の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益証券の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受付けたものとして第2項の規定に準じて計算された価額とします。

第51条(信託の一部解約)

受益者(前条の委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。以下本条において同じ。)は、平成10年6月17日以降において、自己に帰属する受益権につき、委託者に、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位(委託者の自らの募集に係る受益権(受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る

第51条(一部解約)

受益者(前条の委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。以下本条において同じ。)は、平成10年6月17日以降において、自己<u>の有する受益証券</u>につき、委託者に、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位(委託者の自らの募集に係る受益証券(受益者が自己の有する受益証券の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に

受益権の取得申込みをしないことをあらかじめ申出た場 合において、委託者が、当該申出を受付けた受益権を除 きます。)、別に定める契約に係る受益権または委託者の 指定する証券会社および登録金融機関に帰属する受益権 については1口単位)をもって一部解約の実行を請求す ることができます。ただし、次の事由による場合には、 平成10年6月16日以前において、受益者(受益者死亡の場 合はその相続人)は、委託者に一部解約の実行の請求を

1.~4.(略)

することができます。

委託者は、前項の請求を受付けた場合には、この信託契 約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の 請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機 関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一 部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係 る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、 社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において 当該口数の減少の記載または記録が行われます。

平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解 約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定す る証券会社および登録金融機関または委託者に対し、振 替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年 1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとな る一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行われ る当該請求については、振替受益権となることが確実な 受益証券をもって行うものとします。

前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された 場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一 部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が その一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該 受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後 の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受 付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額と します。

第51条の2(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録され ている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実 行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等に ついては、この約款によるほか、民法その他の法令等に したがって取扱われます。

第57条の2(反対者の買取請求権)

第52条に規定する信託契約の解約または前条に規定する 信託約款の変更を行う場合において、第52条第4項または 前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた 受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信 託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(付則)

第2条

第47条第8項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行 令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受 益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信 託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど 調整されるものとします。また、同条同項に規定する 「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、 受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつ

係る受益証券の取得申込みをしないことをあらかじめ申出た 場合において、委託者が、当該申出を受付けた受益証券を 除きます。)、別に定める契約に係る受益証券または委託者の 指定する証券会社および登録金融機関の所有に係る受益証 券については1口単位)をもって一部解約の実行を請求する ことができます。ただし、次の事由による場合には、平成10 年6月16日以前において、受益者(受益者死亡の場合はそ の相続人)は、委託者に一部解約の実行の請求をすること ができます。

1.~4. (同左)

委託者は、前項の請求を受付けた場合には、この信託契 約の一部を解約します。

(同左)

受益者が第1項の請求をするときは、委託者の指定する証 券会社および登録金融機関または委託者に対し、受益証 券をもって行うものとします。この場合において、受益 者が第1項ただし書きの各号に規定する事由によりその 請求をするときは、委託者の指定する証券会社および登 録金融機関または委託者は、当該受益者に対し、当該事 由を証する所定の書類の提示を求めることができるもの とします。

(同左)

前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された 場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一 部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が その一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該 受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した 後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を 受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額 とします。

(新設)

第57条の2(反対者の買取請求権)

第52条に規定する信託契約の解約または前条に規定する 信託約款の変更を行う場合において、第52条第4項または 前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた 受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信 託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(付則)

第2条

第47条第8項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行 令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の 受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追 加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配の つど調整されるものとします。また、同条同項に規定す る「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原 則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、

ど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月30日以前の取得申込みに係る受益権の信託時の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金(信託金総額を総口数で除して得た額)とみなすものとします。

追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月30日以前の取得申込みに係る受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金(信託金総額を総口数で除して得た額)とみなすものとします。

第4条

平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第10条、第12条から第18条の規定および受益権と読替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第4条

- この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振 替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の 振替に関する法律」となった場合は読替えるものとし、 「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」と いいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、 同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があ らかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同 意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」 をいい、以下「振替機関」といいます。) および当該振替 機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口 座管理機関」をいいます。)の振替口座簿に記載または記 録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記 載または記録されることにより定まる受益権を「振替受 益権」といいます)。当該振替受益権は、受益証券とみな され、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、 この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定によ り主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効 力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継 する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示 する受益証券を発行しません。また、約款本文の規定に かかわらず、平成19年1月4日以降、委託者は、受益権の 再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関 する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、 同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を 均等に再分割できるものとします。
- 平成19年1月4日前に信託された受益権に係る受益証券を 保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託 者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求す ることができます。
- 委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の 請求を受付けた場合には、当該請求に基づき当該受益証 券に係る受益権を振替受入簿に記載または記録を申請し ます。この場合において、委託者は、委託者の指定する 証券会社および登録金融機関ならびに保護預り会社また は委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを 委任することができます。
- 受益者が第2項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関または委託者に対し、受益証券をもって行うものとします。なお、振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日に係る収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとします。ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとします。
- ___ 委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権 を振替受入簿に記載または記録を申請することができる

旨の信託約款の変更をしようとする場合は、その変更の 内容が重大なものとして約款本文の信託約款の変更の規 定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受 入簿の記載または記録を申請することについて委託者に 代理権を付与することについて同意をしている受益者へ は、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面 の交付を原則として行いません。

- 委託者が、前項の信託約款の変更を行った場合、原則と してこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権 (受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもの で、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成 19年1月4日以降となるものを含みます。) を受益者を代理 して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録する よう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に 係る受益権については、信託期間中において委託者が受 益証券を確認した後、当該申請を行うものとします。
- 委託者が第5項の信託約款の変更を行った場合、平成19年 1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行 の請求または買取りの請求を受益者がするときは、委託 者の指定する証券会社および登録金融機関または委託者 (一部解約の実行の請求の場合に限ります。)に対し、振 替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年 1月4日以降に一部解約金または買取りの代金が受益者に 支払われることとなる一部解約の実行の請求または買取 りの請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求につ いては、振替受益権となることが確実な受益証券をもっ て行うものとします。
- 委託者が第5項の信託約款の変更を行った場合において も、平成19年1月4日以降約款本文に規定する時効前の収 益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有 するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者 に支払います。

親投資信託 グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド約 款

親投資信託 グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド

ン・オープン マザーファンド 目の基本方針 -

約款第15条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

基本方針

この投資信託は、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

・運用の基本的考え方

世界主要先進国の国債、政府機関債等(原則としてA格以上のもの)に分散投資し、リスク分散をはかったうえで、長期的に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。

国別資産配分については、投資対象国毎に 債券投資収益率予測(金利予測)と 為替収益率 予測を行い、双方から得られる国別の予想収益率をベースに最適な組合わせを算出し、これ に基づいたポートフォリオを構築します。

円投資家の立場から最適な国別の資産配分(カントリー・アロケーション)を行うことにより、 リスクの管理とリターンの追求をはかります。

資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

投資対象

世界主要先進国の国債、政府機関債等(A格以上のもの)を主要投資対象とします。

なお、有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。また、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。

投資制限

株式への投資は、転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が 当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存 在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1 項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」と いいます。)を転換したものに限り、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

同一銘柄の株式への投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

有価証券先物取引等は、約款第18条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第19条の範囲で行います。

外貨建資産への投資は、制限を設けません。

親投資信託 グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド 約款

信託の種類、委託者 および受託者

第1条

この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資 信託であり、国際投信投資顧問株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者 とします。

信託事務の委託

第2条

受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、 これを委託することができます。

信託の目的、金額 および信託金の限度額

第3条

委託者は、金1兆円または金1兆円相当のほかの証券投資信託の投資信託財産に属する有価 証券(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限ります。以下「信託 適格有価証券」といいます。)を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受 託者はこれを引受けます。

委託者は、受託者と合意のうえ、金15兆円または金15兆円相当の信託適格有価証券を 限度として信託金または信託適格有価証券を追加できるものとし、追加信託を行った ときは、受託者は、その引受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができます。

第1項に規定する信託適格有価証券とは、次の有価証券をいいます。

- 1.証券取引所(証券取引法第2条第11項に規定する証券取引所をいいます。以下同じ。) に上場されている有価証券(証券取引法第108条の2第3項の規定により国債証券また は外国国債証券とみなされる標準物を除きます。)
- 2.店頭売買有価証券(証券取引法第76条第1項に規定する店頭売買有価証券をいいます。 以下同じ。)
- 3.第1号および第2号に掲げる有価証券以外の有価証券で、次に掲げるもの
 - イ.証券取引法第2条第1項第1号から第4号までに掲げる有価証券(同項第9号に掲げる有 価証券であって、これらの有価証券の性質を有するものを含みます。口 において同じ。)
 - 口.証券取引法第2条第1項第6号に掲げる有価証券のうち、その価格が証券業協会(同 法第67条第1項に規定する証券業協会をいいます。)または外国において設立され る当該協会と類似の性質を有する団体の定める規則に基づいて公表されるもの

八.証券取引法第2条第1項第7号、第7号の2および第10号の2に掲げる有価証券

信託期間

第4条

この信託の期間は、信託契約締結日から第41条、第44条第1項、第45条第1項または第47 条第2項の規定による信託終了の日までとします。

受益証券の取得申込みの 勧誘の種類

第5条

この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2 条第14項で定める適格機関投資家私募により行われます。

受益者

第6条

この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする国際投信投 資顧問株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とし、証券取引法第2 条第3項第1号に規定する適格機関投資家に限るものとします。

信託適格有価証券での 取得の要件

第7条

他の証券投資信託が、この信託の受益権を当該他の証券投資信託の投資信託財産に属する 信託適格有価証券で取得する場合は、次に掲げる要件のすべてを満たして行うものとします。

- 1.委託者は、この信託の受益権の取得に用いる信託適格有価証券について投資法人の貸 借対照表、損益計算書、資産運用報告書、金銭の分配に係る計算書及び附属明細書に 関する規定第4条第2項に定める時価(計算を行う日の公表されている最終価額に基づ き算出した価額またはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額)を 算定し、それに相当する口数のこの信託の受益証券の取得を指図するものであること。
- 2.この信託とその受益権を取得しようとするほかの証券投資信託において、それぞれの 投資信託約款における投資信託及び投資法人に関する法律第25条第1項第6号に規定 する運用に関する事項が同一性を有するものであること。

受益権の分割 および再分割



委託者は、第3条第1項に規定する受益権については、1兆口を上限として、追加信託によ って生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条の追加口数に、それぞれ均等 に分割します。

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

追加信託金の計算方法

第9条

追加信託金または追加信託に係る信託適格有価証券の価額の総額は、追加信託を行う日の 前営業日の信託財産の資産総額(信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きま す。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法によ り評価して得た信託財産の資産総額)から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」と いいます。)を追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加 信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

信託日時の異なる 受益権の内容

第10条

この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありま せん

受益証券の発行 および種類

第11条

委託者は、第8条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

ついての受託者の認証

受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券が、この 信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによっ て行います。

投資の対象とする 資産の種類

受益証券の発行に

第13条

第12条

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(投資信託及び投 資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

- 2.有価証券指数等先物取引に係る権利
- 3.有価証券オプション取引に係る権利
- 4.外国市場証券先物取引に係る権利
- 5.有価証券店頭指数等先渡取引に係る権利
- 6.有価証券店頭オプション取引に係る権利
- 7.有価証券店頭指数等スワップ取引に係る権利
- 8.金銭債権(第1号、次号および第11号に掲げるものに該当するものを除きます。)
- 9.約束手形(証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。)
- 10.金融先物取引に係る権利
- 11.金融デリバティブ取引に係る権利(第2号から第7号までに掲げるものに該当するもの を除きます。)
- 12.次に掲げるものを信託する信託の受益権(第1号に掲げるものに該当するものを除き ます。)
 - イ.金銭(信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用すること を目的とする場合に限ります。)
 - 口 .有価証券
 - 八. 金銭債権

運用の指図範囲

第14条

委託者は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。ただし、私募 により発行された有価証券に投資することを指図しません。

- 1. 転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財 産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれ ぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前 の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め 「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の行使により取得した株券
- 2.国債証券
- 3.地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5.社債券および社債と同時に募集され割り当てられた新株予約権証券
- 6.コマーシャル・ペーパー
- 7.外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を 有するもの
- 8.外国法人の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付を業とし て行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの (以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。)
- 9.外国法人が発行する譲渡性預金証書

10.銀行、信託会社その他政令で定める金融機関または主として住宅の取得に必要な長期 資金の貸付を業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権および外国法人に対 する権利で同様の権利の性質を有するもの(以下「貸付債権信託受益権」といいます。)

第1号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち、第1号の証券または証書の性 質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券また は証書のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用する ことを指図することができます。

- 1. 箱余
- 2.指定金銭信託
- 3.コール・ローン
- 4.手形割引市場において売買される手形

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動 等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号 から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超 えることとなる投資の指図をしません。

運用の基本方針

第15条

委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがってその指 図を行います。

投資する株式の範囲

第16条

委託者が投資することを指図する株式は、証券取引所に上場(上場予定を含みます。)され ている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずるものとして取引されている株 式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得 する株式については、この限りではありません。

同一銘柄の株式への 投資制限

第17条

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純 資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

先物取引等の運用 指図・目的・範囲 第18条

委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国 の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプシ ョン取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うこと の指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うもの とします。(以下同じ。)

- 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ 対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内 とします。
- 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ 対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額)に信託財産が限 月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた 額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償 還金等ならびに第14条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範 囲内とします。
- 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オ プション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所にお ける通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプシ ョン取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

- 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の 売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨 建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額の 範囲内とします。
- 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の 買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。
- 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の 合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ 本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託 財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所にお ける金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取 引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

- 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ 対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還 金等ならびに第14条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものを いい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
- 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財 産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第14条第2 項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品 運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、 信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総 額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債およ び組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金お よび償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組 入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還 金等を加えた額を限度とします。
- 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の 合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、 かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の 信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用 指図・目的・範囲

第19条

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動 リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその 元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの 指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として第4条に定める信託 期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものに ついてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額 が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由 により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資 産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワ ップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で 評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、 担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

同一銘柄の転換社債等 への投資制限

第20条

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の 時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

有価証券の貸付の 指図および範囲

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を、貸付時点 において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額を超 えない範囲内で貸付の指図をすることができます。

> 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に 相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

> 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うも のとします。

特別の場合の外貨建 有価証券への投資制限 第22条

第24条

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認め られる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図

委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、

第23条 外国為替の売買の予約を指図することができます。

外貨建資産の円換算 および予約為替の評価 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電 信売買相場の仲値によって計算します。

前条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相 場の仲値によって計算します。

保管業務の委任 第25条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合は、その業 務を行うに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任す ることができます。 有価証券の保管 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管 第26条 させることができます。 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済 混蔵寄託 第27条 する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペ ーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関ま たは証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。 一括登録 第28条 第29条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、 信託財産の表示 および記載の省略 信託の表示および記載をしません。 有価証券売却等の指図 第30条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。 再投資の指図 第31条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算 分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資すること の指図ができます。 第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰 損益の帰属 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、 受託者による 第33条 委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。 資金の立替え 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、 株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものが あるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど 別にこれを定めます。 この信託の計算期間は、毎月18日から翌月17日までとします。 計算期間 第34条 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において 「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その 翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4条に定める信託期間の終了日とします。 信託財産に関する報告 第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これ を委託者に提出します。 信託事務の諸費用 第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の 利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。 第37条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。 信託報酬 利益の留保 第38条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産に留保し、期中には分配を行いません。 追加信託金および 第39条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信 託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。 一部解約金の計理処理 信託の一部解約 第40条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託契約の一部を解約します。 解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の純資 産総額を、一部解約または追加信託を行う前の受益権口数で除した金額に当該一部解約に 係る受益権の口数を乗じて得た額とします。 委託者は、第4条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため 信託契約の解約 第41条 有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のう え、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託 者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

投資

约款

委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての 証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託 を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督 官庁に届出ます。

委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

償還金の委託者への 交付と支払いに関する 受託者の免責 第42条

受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を 受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

償還金支払いの時期

第43条

委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者 に支払います。

信託契約に関する 監督官庁の命令 第44条

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、 信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の 規定にしたがいます。

委託者の認可取消等 に伴う取扱い 第45条

委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したと きは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託 委託業者に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項に該当する場合を除き、 当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

委託者の事業の譲渡 および承継に伴う取扱い

第46条

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この 信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託者の辞任に 伴う取扱い **第**47条

受託者は、委託者の承諾を受けて、その任務を辞任することができます。この場合、委託者は第48条の規定にしたがい新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

第48条

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したとき は、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、 変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議 を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由 を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。 ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合におい 第49条 て、第41条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、

> 受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求すること ができます。

利益相反のおそれが ある場合の受益者への 書面交付

反対者の買取請求権

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第28条第1項に定める書面を交付しません。

運用報告書

第51条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第33条に定める運用報告書を交付しません。

公告

第52条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託約款に関する 疑義の取扱い

第53条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

前記条項により信託契約を締結します。

平成13年12月21日

委託者

東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 国際投信投資顧問株式会社

東京都千代田区大手町一丁目1番2号 りそな信託銀行株式会社

受託者

国際投信投資顧問株式会社

Kokusai Asset Management Co., Ltd. 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 (〒100-0005)

ॼ 0120-759311

平日9:00~17:00 土・日・祝日を除く(半休日のときは午前9時~正午)

http://www.kokusai-am.co.jp

追加型株式投資信託 / 分配金複利けいぞく投資可能

グローバル・ソブリン・オーブン



国際投信投資顧問

*本書は証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

- 1.この目論見書により行うグローバル・ソブリン・オープン(毎月決算型)の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成18年2月17日に関東財務局長に提出しており、平成18年2月18日にその届出の効力が発生しております。また同法第7条の規定に基づき有価証券届出書の訂正届出書を平成18年4月3日、平成18年5月15日および平成18年8月17日に関東財務局長に提出しております。
- 2.グローバル・ソブリン・オープン(毎月決算型)は、公社債など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。ファンドの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがってファンドは元本が保証されているものではありません。
- 3.本書は証券取引法(昭和23年法第25号)第13条第2項第2号の規定に基づく目論見書です。
 - ・ファンドは、公社債など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本が保証されているものではありません。
 - ・投資信託は、金融機関の預金と異なり、元本保証および利回り保証をするものではありません。
 - ・投資信託は、預金保険の対象ではありません。
 - ・投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客さまに帰属します。
 - ・登録金融機関は、証券会社とは異なり、投資者保護基金には加入しておりません。
 - ・投資信託は、保険契約における保険金額とは異なり、受取金額等の保証はありません。
 - ・投資信託は、保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

< 金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項 >

当ファンドは、主に国内外の債券を投資対象としています。したがって、当ファンドの 基準価額は、組入れた債券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、 これにより損失を被ることがあります。また、組入れた債券の発行者の経営・財務状 況の変化またはそれらに関する外部評価の変化等により、損失を被ることがあります。

発行者名 : 国際投信投資顧問株式会社

代表者の役職氏名 : 取締役社長 増田 健一

本店の所在の場所 : 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号

届出の対象とした募集(売出)内国投資信託受益証券に係るファンドの名称

:グローバル・ソブリン・オープン(毎月決算型)

届出の対象とした募集(売出)内国投資信託受益証券の金額

: 上限10兆円

縦覧に供する場所:該当事項はありません。

ファンドの沿革	01
手続等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	01
1 申込(販売)手続等	01
2 換金(解約)手続等	03
管理及び運営	04
1 資産の評価	04
2 保管	05
3 信託期間	05
4 計算期間	05
5 ファンドの償還条件等	06
6 約款の変更	07
7 反対者の買取請求権	07
8 関係法人との契約の更改	08
9 公告	08
10 信託事務の委託	08
11 運用報告書	08
12 受益者の権利等	09
ファンドの経理状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
1 財務諸表	13
2 ファンドの現況	34
設定及び解約の実績	35



ファンドの沿革



平成 9年12月18日

証券投資信託契約締結、設定、運用開始

平成14年 3月 1日

ファミリーファンド方式へ移行



手続等





申込(販売)手続等

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時(半休日のときは午前11時)までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の取得申込みとします。

証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得の申込みの受付を 取消すことがあります。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

申込単位

(当初元本1口=1円)

分配金受取コース	分配金複利けいぞく投資コース		
1万口単位または1万円以上1円単位です。	1万円以上1円単位です。		

ただし、「分配金複利けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、1円単位とします。

販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合あるいは申込単位が異なる場合があります。

なお、それぞれの販売会社の取扱いコースおよび申込単位の照会先は当該販売会社となります。

申込手数料

申込口数に応じ、基準価額に対して手	1億口未満の場合	上限1.575%(税抜1.500%)	
	1億口以上の場合	上限1.050%(税抜1.000%)	
_	数 申込代金に応じ、基準価額に対して 料	1億円未満の場合	上限1.575%(税抜1.500%)
		1億円以上の場合	上限1.050%(税抜1.000%)
率	率 カンクローウド 甘油圧をレゼース	1億円未満の場合	上限1.575%(税抜1.500%)
申込金額に応じ、基準価額に対して	1億円以上の場合	上限1.050%(税抜1.000%)	

申込口数、申込代金または申込金額に応じて、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、前記 手数料率を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。申込手数料は 消費税等相当額を含みます。

申込代金は、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が前記手数料率を上限として、それぞれ別に定める率を乗じて得た申込手数料(消費税等相当額を含みます。)を加えた額となります。

*申込代金:取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た金額に、申込手数料(消費税 等相当額を含みます。)を加算した金額をいいます。

*申込金額:取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た金額をいいます。

償還金等をもってその支払いを行った販売会社でファンドを申込む場合(以下「償還乗換え」といいます。)には、当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額と元本のいずれか大きい額とします。)で取得する口数について無手数料で取扱う場合があります。(償還乗換え優遇)

- * 償還乗換えとは、取得申込みの受付日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金(注)をもって、その支払いを行った販売会社でファンドを申込む場合をいいます。なお、償還乗換えの際に償還金等の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることがあります。
 - (注)信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込みの受付日の属する月の前3ヵ月以内における受益証券の買取代金または解約金を含みます。

「分配金複利けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、無手数料とします。

なお、申込手数料の照会先は販売会社となります。

申认代金

取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、前記手数料率を乗じて得た申込手数料(消費税等相当額を含みます)を加えた額が申込代金となります。

払込期日

投資者は、申込代金を販売会社が指定する期日までに払込むものとします。

保護預り

・分配金受取コース

受益証券は、販売会社との保護預り契約に基づき、販売会社の保護預りとすることができ、その場合の受益証券は混蔵保管されます。

・分配金複利けいぞく投資コース

「自動けいぞく投資契約」に基づき、受益証券についてはすべて販売会社の保護預りとなり、混 蔵保管されます。

委託会社の自らの募集に係る受益証券については、保護預り契約に基づいて、三菱UFJ信託銀行株式会社において 混蔵保管するものとします。

(注)ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はなくなります。

2 換金(解約)手続等

換金(解約または買取り)の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時(半休日のときは午前11時)までに、販売会社所定の方法で行われます。換金請求が行われ、かつ当該換金請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の換金請求とします。

なお、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金請求の受付を中止することおよびすでに受付けた換金請求の受付を取消すことがあります。換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合の解約価額(または買取価額)は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとし、当該計算日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額(または買取価額)とします。

解約価額(または買取価額)は、販売会社において確認できます。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。平成19年1月4日以降の換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。平成18年12月29日時点で保護預りとしている受益証券は、原則として一括してすべて振替受益権へ移行します。受益証券を所持し、平成19年1月4日以降も引続き所持した場合は、換金の請求に際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

解約

- a. 解約単位 販売会社が定める単位とします。
- b. 解約価額
- c. 解約手数料 かかりません。
- d. 信託財産留保額 解約の受付日の翌党業日の其準価額の0.5%とします。
- 解約の受付日の翌営業日の基準価額の0.5%とします。 e. 解約代金
 - 解約価額から所得税および地方税(当該解約価額が個別元本を超過した額に対してかかります。)を差引いた額となります。

解約の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。

f. 支払日 解約代金は、原則として解約の受付日から起算して5営業日目から、販売会社において、受益 者に支払います。

買取り

a. 買取単位

販売会社が定める単位とします。

b.買取価額

買取りの受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保相当額および源泉徴収額(所得税)に相当する額を差引いた価額とします。(源泉徴収額に相当する額は、一定の要件の下で差引かれません。)

- c. 買取手数料 かかりません。
- d. 信託財産留保相当額 買取りの受付日の翌営業日の基準価額の0.5%とします。
- e. 買取代金 買取りの受付日の翌営業日の買取価額となります。
- f. 支払日

買取代金は、原則として買取りの受付日から起算して5営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

買取りにつきましては、販売会社に確認してください。



管理及び運営





資産の評価

基準価額の算出方法

基準価額*は、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。(ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。)

*基準価額 = 純資産総額 ÷ 受益権総口数

基準価額の算出頻度

委託会社の毎営業日において算出されます。

基準価額の照会方法

基準価額の照会先は、販売会社または以下の通りです。また、原則として計算日の翌日付の日本 経済新聞朝刊に略称「グ毎月」として掲載されます。

お問い合わせ先

国際投信投資顧問株式会社

55 0120-759311

受付時間: 委託会社の営業日の午前9時~午後5時(半休日のときは午前9時~正午) ホームページアドレス http://www.kokusai-am.co.jp



保管

受益証券の保管

分配金受取コース

分配金複利けいぞく投資コース

受益証券は、販売会社との保護預り契約に基づき、 販売会社の保護預りとすることができ、その場合の 受益証券は混蔵保管されます。 「自動けいぞく投資契約」に基づき、受益証券についてはすべて販売会社の保護預りとなり、混蔵保管されます。

委託会社の自らの募集に係る受益証券については、保護預り契約に基づいて、三菱UFJ信託銀行株式会社において 混蔵保管するものとします。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。



信託期間

平成9年12月18日以降、無期限とします。



計算期間

毎月18日から翌月17日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、 各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるもの とします。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

5

ファンドの償還条件等

- 1.委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- 2. 委託会社は、一部解約により受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- 3. 委託会社は、信託の終了について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、 その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。た だし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、 公告を行いません。
- 4.解約しようとする旨の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- 5.1ヵ月を下らない一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- 6. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその 理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付し ます。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行 いません。
- 7. 前記4.から6.までについては、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- 8. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- 9. 委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 10.監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引継ぐことを命じたときは、この信託は、1ヵ月を下らない一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超える場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。
- 11.受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任する場合、委託会社が新受託者を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

約款の変更

- 1.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- 2. 委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 3.信託約款の変更内容が重大なものについて、変更しようとする旨およびその内容の公告 および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べ るべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- 4.1ヵ月を下らない一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2分の1を超えるときは、この信託約款の変更をしません。
- 5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその 理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付し ます。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行 いません。
- 6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、1.から5.までの規定にしたがいます。
- 7. 委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または 記録を申請することができる旨の信託約款の変更をしようとする場合は、その変更の内 容が重大なものとして1.から5.までの規定にしたがいます。ただし、この場合において、 振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与すること について同意をしている受益者へは、2.の書面の交付を原則として行いません。



反対者の買取請求権

信託契約の解約または変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。



関係法人との契約の更改

- ・委託会社と投資顧問会社との間で締結された「投資顧問契約」の有効期間は、1年間とします。ただし、相手方に対し90日以上の事前の書面による意思表示の通知がないときは、1年毎に自動延長するものとします。
- ・委託会社と販売会社との間で締結された「証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。



公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

10

信託事務の委託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、 再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

11)

運用報告書

委託会社は、6ヵ月毎(毎年5月および11月の決算日を基準とします。)および償還時に、運用経過等を記載した運用報告書を作成し、かつ販売会社を経由して知られたる受益者に交付します。なお、当該運用報告書は委託会社等のホームページにおいても受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。

また、運用報告書を補完することを目的として、週次または月次に運用状況等を記載した情報提供資料を作成し、ホームページ等において受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。

12 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

・分配金受取コース

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日 (原則として決算日から起算して5営業日目)から販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合 はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

・分配金複利けいぞく投資コース

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額に より自動的に無手数料で全額再投資されます。

(注)ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目(予定)から支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。「分配金複利けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(休業日のときは翌営業日)から起算して5営業日目)から販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

換金(解約)請求権

受益者は、自己の有する受益証券につき、換金(解約または買取り)請求する権利を有します。 解約金または買取代金は、原則としてそれぞれ解約の受付日または買取りの受付日から起算して5 営業日目から販売会社において、受益者に支払います。

受益権均等分割

受益者は、所有する受益証券の口数に応じて均等にファンドの受益権を保有します。 受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

帳簿書類閱覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。



ファンドの経理状況



1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 (昭和 38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関 する規則(平成12年総理府令第133号)以下「投資信託財産計算規則」という)に基づい て作成しております。

なお、投資信託財産計算規則は、平成18年4月20日付内閣府令第49号により改正されて おりますが、第16特定期間(平成17年5月18日から平成17年11月17日まで)については、 改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第17特定期間(平成17年11月18 日から平成18年5月17日まで)については、改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作 成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3. 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第16特定期間(平成17年5月18日 から平成17年11月17日まで)および第17特定期間(平成17年11月18日から平成18年5月17 日まで)の財務諸表については新日本監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成18年1月13日

国際投信投資顧問株式会社 取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員公認会計士吉木寸東京

代表社員 業務執行社員 公認会計士

公認会計士 英 スー間

業務執行社員 公認会計士 森 重 俊 复 厚菜

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・ソブリン・オープン (毎月決算型)の平成17年5月18日から平成17年11月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して、グローバル・ソブリン・オープン(毎月決算型)の平成17年11月17日 現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点 において適正に表示しているものと認める。

国際投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認 会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成18年7月10日

国際投信投資顧問株式会社 取 締 役 会 御 中

新日本監査法人

代表社員公認会計士吉村東多

業務執行社員 公認会計士 表章後 養 電影

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・ソブリン・オープン (毎月決算型)の平成17年11月18日から平成18年5月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して、グローバル・ソブリン・オープン (毎月決算型) の平成18年5月17日現 在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点に おいて適正に表示しているものと認める。

国際投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認 会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



グローバル・ソブリン・オープン (毎月決算型)

(1) 【貸借対照表】

区分	第16特定期間末 (平成17年11月17日現在)	第17特定期間末 (平成18年5月17日現在)
	金額 (円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	22, 160, 561, 339	43, 149, 022, 910
親投資信託受益証券	4, 975, 803, 065, 528	5, 032, 655, 599, 075
現先取引勘定	11, 999, 989, 440	_
未収利息	449	5, 260
流動資産 合計	5, 009, 963, 616, 756	5, 075, 804, 627, 245
資産合計	5, 009, 963, 616, 756	5, 075, 804, 627, 245
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	24, 603, 786, 531	26, 585, 626, 777
未払解約金	3, 915, 685, 261	7, 256, 286, 165
未払受託者報酬	218, 712, 392	221, 898, 679
未払委託者報酬	5, 249, 097, 425	5, 325, 568, 298
その他未払費用	9, 185, 908	7, 278, 266
流動負債 合計	33, 996, 467, 517	39, 396, 658, 185
負債合計	33, 996, 467, 517	39, 396, 658, 185
純資産の部		
元本等		
元本		
元本	6, 172, 805, 860, 128	6, 655, 226, 941, 833
剰余金		
期末欠損金	1, 196, 838, 710, 889	1, 618, 818, 972, 773
(分配準備積立金)	(307, 461, 713, 681)	(252, 863, 503, 358)
純資産合計	4, 975, 967, 149, 239	5, 036, 407, 969, 060
負債・純資産合計	5, 009, 963, 616, 756	5, 075, 804, 627, 245

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(と) 【児皿及び利水型町井目】		
区分	第16特定期間 自 平成17年5月18日 至 平成17年11月17日	第17特定期間 自 平成17年11月18日 至 平成18年5月17日
	金額(円)	金額(円)
営業収益		
受取利息	77, 732	145, 585
有価証券売買等損益	327, 535, 918, 193	△138, 390, 278, 464
営業収益合計	327, 535, 995, 925	△138, 390, 132, 879
営業費用		
受託者報酬	1, 211, 081, 475	1, 331, 744, 994
委託者報酬	29, 065, 955, 247	31, 961, 879, 764
その他費用	53, 179, 914	49, 859, 668
営業費用合計	30, 330, 216, 636	33, 343, 484, 426
営業利益金額又は営業損失金額(△)	297, 205, 779, 289	△171, 733, 617, 305
経常利益金額又は経常損失金額(△)	297, 205, 779, 289	△171, 733, 617, 305
当期純利益金額又は当期純損失金額(△)	297, 205, 779, 289	△171, 733, 617, 305
一部解約に伴う当期純利益金額分配額	1, 930, 156, 964	345, 582, 231
期首欠損金	1, 168, 149, 127, 857	1, 196, 838, 710, 889
欠損金減少額	64, 031, 428, 645	104, 012, 543, 273
当期一部解約に伴う欠損金減少額	64, 031, 428, 645	104, 012, 543, 273
欠損金増加額	248, 252, 664, 576	199, 518, 231, 142
当期追加信託に伴う欠損金増加額	248, 252, 664, 576	199, 518, 231, 142
分配金	139, 743, 969, 426	154, 395, 374, 479
期末欠損金	1, 196, 838, 710, 889	1, 618, 818, 972, 773

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第16特定期間 自 平成17年5月18日 至 平成17年11月17日	第17特定期間 自 平成17年11月18日 至 平成18年5月17日
1. 運用資産の評価基	親投資信託受益証券	親投資信託受益証券
準及び評価方法	基準価額で評価しております。	同左
2. 費用・収益の計上	有価証券売買等損益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準
基準	約定日基準で計上しております。	同左
3. 表示	_	平成18年4月20日付内閣府令第49
		号による投資信託財産計算規則の改
		正により、表示方法が以下のとおり
		変更されております。
		(1) 貸借対照表
		純資産の部は、従来の元本及び
		剰余金の区分から、元本等及び
		評価・換算差額等の区分となり
		ました。ただし、評価・換算差
		額等の区分は記載すべき事項が
		ないため、記載を省略しており
		ます。
		(2) 損益及び剰余金計算書
		経常損益の部、営業損益の部の
		表示は廃止されました。また、
		営業損益、経常損益及び当期純
		損益は、当期から営業損益金
		額、経常損益金額及び当期純損
		益金額としております。

(貸借対照表に関する注記)

第16特定期間末 第17特定期間末 (平成17年11月17日現在) (平成18年5月17日現在) 1. 1. 特定期間の末日における受益権の総数 $6,655,226,941,833 \square$ 2. 投資信託財産計算規則第41条の2に規定す 2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第 る額 10号に規定する額 元本の欠損 1, 196, 838, 710, 889円 元本の欠損 1,618,818,972,773円 3. 特定期間の末日における1単位当たりの純 3. 特定期間の末日における1単位当たりの純 資産の額 資産の額 1口当たりの純資産額 0.8061円 1口当たりの純資産額 0.7568円 (1万口当たりの純資産額 8,061円) (1万口当たりの純資産額 7,568円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第16特定期間
自	平成17年5月18日
至	平成17年11月17日

1. 受託会社との取引高 営業取引(受託者報酬) 1,211,081,475円

2. 分配金の計算過程

第90計算期(平成17年5月18日から平成17年 6月17日まで)

計算期末における分配対象金額 884,532,865,291円 (1万口当たり1,613.98 円) のうち、21,921,478,147円 (1万口当た り40.00円)を分配金額としております。(外 国所得税額137,342,371円控除後の分配金額は 21,784,135,776円となります。)

項目	
費用控除後の配当等収 益額	A 12, 824, 297, 687円
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額	B —
収益調整金額	C 641, 107, 756, 838円
分配準備積立金額	D 230, 600, 810, 766円
当ファンドの分配対象 収益額	E = A + B + C + D 884, 532, 865, 291 \square
当ファンドの期末残存 口数	F 5, 480, 369, 536, 973 \square
1万口当たりの収益分 配対象額	G=10,000×E/F 1,613.98円
1万口当たりの分配額	H 40.00円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 21,921,478,147円

第17特定期間

平成17年11月18日

至 平成18年5月17日

1. 受託会社との取引高

営業取引(受託者報酬) 1,331,744,994円

2. 分配金の計算過程

第96計算期(平成17年11月18日から平成17年 12月19日まで)

計算期末における分配対象金額

1,046,619,057,450円 (1万口当たり1,682.13 円) のうち、24,887,633,603円 (1万口当た り40.00円)を分配金額としております。(外 国所得税額222,131,352円控除後の分配金額は 24,665,502,251円となります。)

項目	
費用控除後の配当等収 益額	A 13, 724, 849, 099円
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額	B —
収益調整金額	C 730, 631, 285, 058円
分配準備積立金額	D 302, 262, 923, 293円
当ファンドの分配対象 収益額	E = A + B + C + D 1,046,619,057,450円
当ファンドの期末残存 口数	F 6, 221, 908, 400, 973 □
1万口当たりの収益分 配対象額	G=10,000×E/F 1,682.13円
1万口当たりの分配額	H 40.00円
収益分配金金額	I = F×H/10,000 24,887,633,603円

第91計算期(平成17年6月18日から平成17年7月19日まで)

計算期末における分配対象金額 904,287,380,619円(1万口当たり1,604.11 円)のうち、22,548,877,089円(1万口当たり40.00円)を分配金額としております。(外国所得税額67,452,020円控除後の分配金額は22,481,425,069円となります。)

項目	
費用控除後の配当等収 益額	A 16, 381, 044, 278円
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額	B —
収益調整金額	C 658, 238, 379, 553円
分配準備積立金額	D 229, 667, 956, 788円
当ファンドの分配対象 収益額	E = A + B + C + D 904, 287, 380, 619 \boxminus
当ファンドの期末残存 口数	F 5, 637, 219, 272, 489 □
1万口当たりの収益分 配対象額	G=10,000×E/F 1,604.11円
1万口当たりの分配額	H 40.00円
収益分配金金額	I = F×H/10,000 22,548,877,089円

第17特定期間

自 平成17年11月18日

至 平成18年5月17日

第97計算期(平成17年12月20日から平成18年 1月17日まで)

計算期末における分配対象金額

1,053,870,055,810円 (1万口当たり1,666.90円)のうち、25,289,258,316円 (1万口当たり40.00円)を分配金額としております。(外国所得税額68,707,414円控除後の分配金額は25,220,550,902円となります。)

項目	
費用控除後の配当等収 益額	A 14, 992, 454, 662円
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額	B —
収益調整金額	C 743, 218, 077, 222円
分配準備積立金額	D 295, 659, 523, 926円
当ファンドの分配対象 収益額	E = A + B + C + D 1, 053, 870, 055, 810 \square
当ファンドの期末残存 口数	F 6, 322, 314, 579, 156 □
1万口当たりの収益分 配対象額	G=10,000×E/F 1,666.90円
1万口当たりの分配額	H 40.00円
収益分配金金額	I = F×H/10,000 25,289,258,316円

第92計算期(平成17年7月20日から平成17年 8月17日まで)

計算期末における分配対象金額 915, 465, 263, 349円 (1万口当たり1, 584.74 円) のうち、23,106,784,810円 (1万口当た り40.00円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収 益額	A 11, 392, 290, 435円
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額	B —
収益調整金額	C 674, 397, 818, 045円
分配準備積立金額	D 229, 675, 154, 869円
当ファンドの分配対象 収益額	E = A + B + C + D 915, 465, 263, 349 \square
当ファンドの期末残存 口数	F 5, 776, 696, 202, 548 □
1万口当たりの収益分 配対象額	G=10,000×E/F 1,584.74円
1万口当たりの分配額	H 40.00円
収益分配金金額	I = F×H/10,000 23,106,784,810円

第17特定期間

自 平成17年11月18日

至 平成18年5月17日

第98計算期(平成18年1月18日から平成18年 2月17日まで)

計算期末における分配対象金額 1,055,931,546,633円 (1万口当たり1,648.90 円) のうち、25,615,076,798円 (1万口当た

り40.00円)を分配金額としております。

) 10. 00 1 1 / C) 1 HE ERIC C C 1 1 0 0 7 8		
項目		
費用控除後の配当等収 益額	A 13, 488, 788, 877円	
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額	B —	
収益調整金額	C 754, 067, 977, 910円	
分配準備積立金額	D 288, 374, 779, 846円	
当ファンドの分配対象 収益額	E = A + B + C + D 1, 055, 931, 546, 633 \square	
当ファンドの期末残存 口数	F 6, 403, 769, 199, 505 □	
1万口当たりの収益分 配対象額	G=10,000×E/F 1,648.90円	
1万口当たりの分配額	H 40.00円	
収益分配金金額	I = F×H/10,000 25,615,076,798円	

第93計算期(平成17年8月18日から平成17年9月20日まで)

計算期末における分配対象金額 940,781,377,128円(1万口当たり1,585.16 円)のうち、23,739,386,455円(1万口当たり40.00円)を分配金額としております。(外国所得税額86,446,888円控除後の分配金額は23,652,939,567円となります。)

項目	
費用控除後の配当等収 益額	A 18, 070, 770, 137円
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額	B 5, 415, 281, 703円
収益調整金額	C 694, 139, 918, 957円
分配準備積立金額	D 223, 155, 406, 331円
当ファンドの分配対象 収益額	E = A + B + C + D 940, 781, 377, 128 \square
当ファンドの期末残存 口数	F 5, 934, 846, 613, 866 □
1万口当たりの収益分 配対象額	G=10,000×E/F 1,585.16円
1万口当たりの分配額	H 40.00円
収益分配金金額	I = F×H/10,000 23,739,386,455円

第17特定期間

自 平成17年11月18日

至 平成18年5月17日

第99計算期(平成18年2月18日から平成18年3月17日まで)

計算期末における分配対象金額

1,061,241,805,380円 (1万口当たり1,629.07円)のうち、26,057,421,037円 (1万口当たり40.00円)を分配金額としております。(外国所得税額42,575,917円控除後の分配金額は26,014,845,120円となります。)

	, 0 ,
項目	
費用控除後の配当等収 益額	A 12, 600, 061, 527円
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額	<u>B</u>
収益調整金額	C 768, 740, 383, 054円
分配準備積立金額	D 279, 901, 360, 799円
当ファンドの分配対象 収益額	E = A + B + C + D 1, 061, 241, 805, 380 \square
当ファンドの期末残存 口数	F 6, 514, 355, 259, 334□
1万口当たりの収益分 配対象額	G=10,000×E/F 1,629.07円
1万口当たりの分配額	H 40.00円
収益分配金金額	I = F×H/10,000 26,057,421,037円

第94計算期(平成17年9月21日から平成17年 10月17日まで)

計算期末における分配対象金額 966,811,297,884円(1万口当たり1,597.15 円)のうち、24,213,219,047円(1万口当たり40.00円)を分配金額としております。(外国所得税額98,321,374円控除後の分配金額は24,114,897,673円となります。)

項目	
費用控除後の配当等収 益額	A 13, 946, 747, 006円
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額	B 17, 046, 325, 142円
収益調整金額	C 707, 301, 246, 894円
分配準備積立金額	D 228, 516, 978, 842円
当ファンドの分配対象 収益額	E = A + B + C + D 966, 811, 297, 884 \square
当ファンドの期末残存 口数	F 6, 053, 304, 761, 782 □
1万口当たりの収益分 配対象額	G=10,000×E/F 1,597.15円
1万口当たりの分配額	H 40.00円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 24,213,219,047円

第17特定期間

自 平成17年11月18日

至 平成18年5月17日

第100計算期(平成18年3月18日から平成18年4月17日まで)

計算期末における分配対象金額

1,063,451,202,420円 (1万口当たり1,611.92円)のうち、26,389,579,248円 (1万口当たり40.00円)を分配金額としております。 (外国所得税額95,806,617円控除後の分配金額は26,293,772,631円となります。)

項目	
費用控除後の配当等収 益額	A 14, 458, 917, 063円
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額	B —
収益調整金額	C 779, 029, 340, 930円
分配準備積立金額	D 269, 962, 944, 427円
当ファンドの分配対象 収益額	E = A + B + C + D 1, 063, 451, 202, 420 \square
当ファンドの期末残存 口数	F 6, 597, 394, 812, 103 □
1万口当たりの収益分 配対象額	G=10,000×E/F 1,611.92円
1万口当たりの分配額	H 40.00円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 26,389,579,248円

第95計算期(平成17年10月18日から平成17年 11月17日まで)

計算期末における分配対象金額

1,048,708,801,438円 (1万口当たり1,698.90円)のうち、24,691,223,440円 (1万口当たり40.00円)を分配金額としております。 (外国所得税額87,436,909円控除後の分配金額は24,603,786,531円となります。)

項目	
費用控除後の配当等収 益額	A 17, 645, 464, 664円
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額	B 69, 236, 031, 184円
収益調整金額	C 723, 433, 387, 672円
分配準備積立金額	D 238, 393, 917, 918円
当ファンドの分配対象 収益額	E = A + B + C + D 1, 048, 708, 801, 438 \square
当ファンドの期末残存 口数	F 6, 172, 805, 860, 128 □
1万口当たりの収益分 配対象額	G=10,000×E/F 1,698.90円
1万口当たりの分配額	H 40.00円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 24,691,223,440 \square

第17特定期間 自 平成17年11月18日 至 平成18年5月17日

第101計算期(平成18年4月18日から平成18年 5月17日まで)

計算期末における分配対象金額

1,060,702,537,928円 (1万口当たり1,593.78円)のうち、26,620,907,767円 (1万口当たり40.00円)を分配金額としております。(外国所得税額35,280,990円控除後の分配金額は26,585,626,777円となります。)

, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
項目		
費用控除後の配当等収 益額	A 13, 812, 867, 081円	
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額	B —	
収益調整金額	C 786, 577, 589, 347円	
分配準備積立金額	D 260, 312, 081, 500円	
当ファンドの分配対象 収益額	$E = A + B + C + D$ 1, 060, 702, 537, 928 \square	
当ファンドの期末残存 口数	F 6, 655, 226, 941, 833 □	
1万口当たりの収益分 配対象額	G=10,000×E/F 1,593.78円	
1万口当たりの分配額	H 40.00円	
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 26,620,907,767円	

(関連当事者との取引に関する注記)

第16特定期間 自 平成17年5月18日 至 平成17年11月17日	第17特定期間 自 平成17年11月18日 至 平成18年5月17日
_	「投資信託財産計算規則」附則第14条第2項
	を適用し、記載を省略しております。

(重要な後発事象に関する注記)

第16特定期間	第17特定期間	
自 平成17年5月18日	自 平成17年11月18日	
至 平成17年11月17日	至 平成18年5月17日	
該当事項はありません。	該当事項はありません。	

(その他の注記)

1元本の増減

第16特定期間		第17特定期間	
自 平成17年5月18日		自 平成17年11月18日	
至 平成17年11月17日		至 平成18年5月17日	
期首元本額	5, 270, 730, 674, 417円	期首元本額	6, 172, 805, 860, 128円
期中追加設定元本額	1, 199, 317, 195, 075円	期中追加設定元本額	987, 927, 130, 450円
期中一部解約元本額	297, 242, 009, 364円	期中一部解約元本額	505, 506, 048, 745円

0 大压式光明板

2 有伽証券関係		
第16特定期間 自 平成17年 5 月18日 至 平成17年11月17日		
売買目的有価証券の貸借対照表計上額等		
種類	貸借対照表計上額(円) 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	
親投資信託受益証券	4, 975, 803, 065, 528 93, 013, 750, 808	
合計	4, 975, 803, 065, 528	93, 013, 750, 808

第17特定期間 自 平成17年11月18日 至 平成18年5月17日

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	貸借対照表計上額(円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	5, 032, 655, 599, 075	△176, 029, 097, 548
合計	5, 032, 655, 599, 075	△176, 029, 097, 548

3デリバティブ取引関係

第16特定期間	第17特定期間
自 平成17年5月18日	自 平成17年11月18日
至 平成17年11月17日	至 平成18年 5 月17日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式 該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

平成18年5月17日現在

種類	銘柄	総口数 (口)	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド	3, 855, 554, 737, 666	5, 032, 655, 599, 075	
	合計	3, 855, 554, 737, 666	5, 032, 655, 599, 075	

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド」受益証券を主要投資対象として おり、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券 であります。

なお、同親投資信託の状況は次の通りであります。

1. 「グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド」の状況 なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

(1) 資産・負債の状況

区分	(平成17年11月17日現在)	(平成18年5月17日現在)
四月	金額 (円)	金額 (円)
資産の部		
流動資産		
預金	24, 071, 081, 768	144, 953, 480, 113
コール・ローン	11, 287, 610, 148	70, 640, 422, 988
国債証券	5, 077, 342, 088, 054	5, 205, 233, 766, 100
派生商品評価勘定	179, 567, 112	508, 687, 119
現先取引勘定	179, 999, 744, 316	44, 829, 433, 868
未収入金	182, 860, 714, 239	23, 573, 735, 000
未収利息	60, 826, 029, 009	73, 291, 009, 060
前払費用	11, 634, 671, 433	8, 593, 228, 661
流動資産 合計	5, 548, 201, 506, 079	5, 571, 623, 762, 909
資産合計	5, 548, 201, 506, 079	5, 571, 623, 762, 909
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	42, 927, 073	195, 552, 480
未払金	194, 182, 638, 770	150, 455, 850, 030
未払解約金	24, 515, 312	98, 935, 469
流動負債 合計	194, 250, 081, 155	150, 750, 337, 979
負債合計	194, 250, 081, 155	150, 750, 337, 979
純資産の部		
元本等		
元本		
元本	3, 992, 617, 117, 897	4, 152, 896, 985, 625
剰余金		
剰余金	1, 361, 334, 307, 027	1, 267, 976, 439, 305
純資産合計	5, 353, 951, 424, 924	5, 420, 873, 424, 930
負債・純資産合計	5, 548, 201, 506, 079	5, 571, 623, 762, 909

(2) 資産・負債の状況に関する事項

(重要な会計方針に関する事項)

項目	自 平成17年5月18日 至 平成17年11月17日	自 平成17年11月18日 至 平成18年5月17日
1. 運用資産の評価基	(1) 国債証券	(1) 国債証券
準及び評価方法	原則として時価で評価しており	同左
	ます。	
	時価評価に当っては、価格情報	
	会社の提供する価額等で評価して	
	おります。	
	(2) 為替予約取引	(2) 為替予約取引
	原則として、計算期間末日の対	同左
	顧客先物相場の仲値によって計算	
	しております。	
2. 外貨建資産・負債	信託財産に属する外貨建資産・負	同左
の本邦通貨への換	債の円換算は、原則として、わが国	
算基準	における計算期間末日の対顧客電信	
	売買相場の仲値によって計算してお	
	ります。	
3. 費用・収益の計上	有価証券売買等損益及び為替予約取	有価証券売買等損益及び為替予約取
基準	引による為替差損益の計上基準	引による為替差損益の計上基準
	約定日基準で計上しております。	同左
4. その他	資産・負債の状況は、ファンドの	資産・負債の状況は、ファンドの
	特定期間末の平成17年11月17日現在	特定期間末の平成18年5月17日現在
	であります。	であります。
	なお、当親投資信託は毎月決算を	なお、当親投資信託は毎月決算を
	行っており、直前の計算期間は、平	行っており、直前の計算期間は、平
	成17年10月18日から平成17年11月17	成18年4月18日から平成18年5月17
	日までとなっております。	日までとなっております。

(有価証券に関する事項)

(1) [[-] [-] [-] [-] [-] [-] [-] [-] [-] [-					
自 平成17年5月18日 至 平成17年11月17日					
売買目的有価証券の計上	売買目的有価証券の計上額等				
種類	計上額(円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)			
国債証券	5, 077, 342, 088, 054	△18, 808, 078, 722			
合計	5, 077, 342, 088, 054	△18, 808, 078, 722			

自 平成17年11月18日 至 平成18年5月17日					
売買目的有価証券の計上	売買目的有価証券の計上額等				
種類	計上額(円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)			
国債証券	5, 205, 233, 766, 100	△5, 743, 942, 288			
合計	5, 205, 233, 766, 100	△5, 743, 942, 288			

平成17年5月18日 白 至 平成17年11月17日

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当親投資信託の利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であります。

(2) 取引に対する取組方針及び取引の利用目的

当親投資信託のデリバティブ取引は、運用上生じる信託財産が有するリスクの回避を目的 としてデリバティブ取引を行っております。また、信託約款及び有価証券先物取引等に関す る社内規則に従って行われております。

(3) 取引に係るリスクの内容

当親投資信託が行っている為替予約取引は、市場価格の変動に係るリスクを有しておりま すが、当該取引についてはヘッジ対象の市場リスクの減殺を主な目的としており、当該評価 損益が財務諸表に与える影響は限定的であります。

(4) 取引に係るリスクの管理体制

当親投資信託のデリバティブ取引は、委託会社のトレーディング部門から独立した部門が 投資信託約款・関係諸法令等に照らし管理しております。また、デリバティブ取引のポジ ションや評価損益等について委託会社のマネジメントに定期的に報告をしております。

(5) 取引の時価等に関する事項についての補足説明

取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における契 約額等であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありませ

自 平成17年5月18日 至 平成17年11月17日

2. 取引の時価等に関する事項

デリバティブの取引の契約額等、時価及び評価損益

		(平成17年11月17日現在)						
区分	種類	契約額等(円)	うち1年超 (円)	時価(円)	評価損益(円)			
	為替予約取引							
	買建	56, 967, 610, 631	_	56, 946, 274, 222	△21, 336, 409			
	アメリカ・ドル	19, 185, 205, 000	_	19, 152, 900, 000	△32, 305, 000			
市場取引	ユーロ	37, 782, 405, 631	_	37, 793, 374, 222	10, 968, 591			
以外の取引	売建	57, 084, 898, 533		56, 926, 922, 085	157, 976, 448			
	スウェーデン・ク ローネ	9, 711, 596, 400	_	9, 661, 400, 000	50, 196, 400			
	ノルウェー・ク ローネ	27, 710, 209, 033	_	27, 601, 262, 085	108, 946, 948			
	オーストラリア・ ドル	19, 663, 093, 100	_	19, 664, 260, 000	△1, 166, 900			
	合計	114, 052, 509, 164	_	113, 873, 196, 307	136, 640, 039			

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

- 1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ②計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。
 - イ)計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに 算出したレートを用いて評価しております。
 - ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当 該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いて評価しておりま す。
- 2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

平成17年11月18日 自 至 平成18年5月17日

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当親投資信託の利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であります。

(2) 取引に対する取組方針及び取引の利用目的

当親投資信託のデリバティブ取引は、運用上生じる信託財産が有するリスクの同避を目的 としてデリバティブ取引を行っております。また、信託約款及び有価証券先物取引等に関す る社内規則に従って行われております。

(3) 取引に係るリスクの内容

当親投資信託が行っている為替予約取引は、市場価格の変動に係るリスクを有しておりま すが、当該取引についてはヘッジ対象の市場リスクの減殺を主な目的としており、当該評価 損益が財務諸表に与える影響は限定的であります。

(4) 取引に係るリスクの管理体制

当親投資信託のデリバティブ取引は、委託会社のトレーディング部門から独立した部門が 投資信託約款・関係諸法令等に照らし管理しております。また、デリバティブ取引のポジ ションや評価損益等について委託会社のマネジメントに定期的に報告をしております。

(5) 取引の時価等に関する事項についての補足説明

取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における契 約額等であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありませ h_{\circ}

平成17年11月18日 至 平成18年5月17日

2. 取引の時価等に関する事項

デリバティブの取引の契約額等、時価及び評価損益

		(平成18年5月17日現在)						
区分	種類	契約額等(円)	うち1年超 (円)	時価(円)	評価損益(円)			
	為替予約取引							
	買建	102, 066, 977, 980	_	101, 890, 470, 000	△176, 507, 980			
	ユーロ	21, 898, 105, 600	_	21, 844, 400, 000	△53, 705, 600			
市場取引	イギリス・ポンド	46, 447, 490, 880	_	46, 309, 760, 000	△137, 730, 880			
以外の取引	オーストラリア・ ドル	33, 721, 381, 500	_	33, 736, 310, 000	14, 928, 500			
	売建	108, 895, 517, 019	_	108, 405, 874, 400	489, 642, 619			
	アメリカ・ドル	80, 959, 781, 384	_	80, 648, 504, 305	311, 277, 079			
	ノルウェー・ク ローネ	27, 935, 735, 635		27, 757, 370, 095	178, 365, 540			
	合計	210, 962, 494, 999	_	210, 296, 344, 400	313, 134, 639			

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

- 1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように 評価しております。
 - ①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場 合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ②計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以 下の方法によって評価しております。
 - イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表 されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに 算出したレートを用いて評価しております。
 - ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当 該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いて評価しておりま
- 2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末 日の対顧客相場の仲値により評価しております。

(平成17年11月17日現在)					
1. 期首	平成17年5月18日				
期首元本額	3, 512, 452, 185, 641円				
期首から平成17年11月17日までの					
追加設定元本額	627, 651, 998, 947円				
一部解約元本額	147, 487, 066, 691円				
平成17年11月17日における元本の内訳(*)					
ベビーファンド	元本				
グローバル・ソブリン・オープン (DC年金)	196, 002, 668円				
グローバル・ソブリン・オープン VA (適格機関投資家専用)	13, 978, 063, 528円				
グローバル・ソブリン・オープン (毎月決算型)	3,710,516,827,389円				
グローバル・ソブリン・オープン (3ヵ月決算型)	236, 914, 711, 804円				
グローバル・ソブリン・オープン(1年決算型)	1, 927, 172, 391円				
グローバル・ソブリン・オープン VA2 (適格機関投資家専用)	11, 473, 063, 140円				
グローバル・ソブリン・オープン VA3 (適格機関投資家専用)	17,611,276,977円				
2. 平成17年11月17日における1単位当たりの純資産の額					
1口当たりの純資産額	1. 3410円				
(1万口当たりの純資産額	13, 410円)				

(*) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

(平成18年5月17日現在)					
1. 元本の増減					
期首(平成17年11月18日)元本額	3, 992, 617, 117, 897円				
期首から平成18年5月17日までの					
追加設定元本額	352, 369, 908, 891円				
一部解約元本額	192, 090, 041, 163円				
平成18年5月17日現在の元本額	4, 152, 896, 985, 625円				
2. 平成18年5月17日における元本の内訳 (*)					
ベビーファンド	元本				
グローバル・ソブリン・オープン(DC年金)	243, 096, 163円				
グローバル・ソブリン・オープン VA (適格機関投資家専用)	13, 479, 930, 865円				
グローバル・ソブリン・オープン (毎月決算型)	3,855,554,737,666円				
グローバル・ソブリン・オープン (3ヵ月決算型)	249, 579, 721, 656円				
グローバル・ソブリン・オープン(1年決算型)	2, 082, 783, 697円				
グローバル・ソブリン・オープン VA2 (適格機関投資家専用)	11, 419, 808, 795円				
グローバル・ソブリン・オープン VA3 (適格機関投資家専用)	20, 536, 906, 783円				
3. 平成18年5月17日における1単位当たりの純資産の額					
1口当たりの純資産額	1. 3053円				
(1万口当たりの純資産額	13, 053円)				
(*) 当該朝提際信託感光証券を提際計算とする証券提際信託伝の三木類					

(*) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

平成18年5月17日現在

					平成18年5月17	- Juji
種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	第25回利付国債(5年)		10, 000, 000, 000	9, 925, 100, 000	
		第26回利付国債(5年)		9, 000, 000, 000	8, 916, 390, 000	
		第35回利付国債 (5年)		9, 000, 000, 000	8, 903, 430, 000	
		第38回利付国債 (5年)		20, 000, 000, 000	19, 913, 400, 000	
		第190回利付国債(10年)		9, 000, 000, 000	9, 143, 010, 000	
		第191回利付国債(10年)		10, 000, 000, 000	10, 153, 100, 000	
		第194回利付国債(10年)		10, 000, 000, 000	10, 220, 200, 000	
		第199回利付国債(10年)		20, 000, 000, 000	20, 489, 800, 000	
		第200回利付国債(10年)		20, 000, 000, 000	20, 427, 200, 000	
		第201回利付国債(10年)		35, 000, 000, 000	35, 747, 950, 000	
		第202回利付国債(10年)		36, 000, 000, 000	36, 899, 280, 000	
		第203回利付国債(10年)		20, 000, 000, 000	20, 423, 600, 000	
		第221回利付国債(10年)		10, 000, 000, 000	10, 260, 400, 000	
		第223回利付国債(10年)		10, 000, 000, 000	10, 170, 200, 000	
		第224回利付国債(10年)		20, 000, 000, 000	20, 426, 800, 000	
		第225回利付国債(10年)		30, 000, 000, 000	30, 744, 900, 000	
		第226回利付国債(10年)		10, 000, 000, 000	10, 205, 100, 000	
		第227回利付国債(10年)		10, 000, 000, 000	10, 097, 300, 000	
		第228回利付国債(10年)		10, 000, 000, 000	10, 049, 700, 000	
		第232回利付国債(10年)		3, 000, 000, 000	2, 965, 200, 000	
		第234回利付国債(10年)		3, 000, 000, 000	2, 987, 400, 000	
		第237回利付国債(10年)		17, 000, 000, 000	16, 950, 020, 000	
		第253回利付国債(10年)		20, 000, 000, 000	19, 798, 600, 000	
		第262回利付国債(10年)		10, 000, 000, 000	10, 056, 300, 000	
		第273回利付国債(10年)		20, 000, 000, 000	19, 304, 600, 000	
		第377回政府短期証券		15, 000, 000, 000	14, 999, 700, 000	
		第378回政府短期証券		15, 000, 000, 000	14, 999, 565, 000	
		第379回政府短期証券		20, 000, 000, 000	19, 999, 060, 000	
		第382回政府短期証券		10, 000, 000, 000	9, 998, 790, 000	
	小計	銘柄数:	29	441, 000, 000, 000	445, 176, 095, 000	
	71,11	組入時価比率:	8.2%		8.6%	
	アメリカ・ドル	US TREASURY BOND '160515		39, 000, 000. 00	45, 276, 562. 50	
		US TREASURY BOND '161115		35, 400, 000. 00	41, 960, 062. 50	
		US TREASURY BOND '220815		23, 700, 000. 00	28, 532, 578. 12	
		US TREASURY BOND '221115		15, 000, 000. 00	18, 700, 781. 25	
		US TREASURY BOND '230215		8, 500, 000. 00	10, 141, 562. 50	
		US TREASURY BOND '230815		48, 000, 000. 00	52, 747, 500. 00	
		US TREASURY BOND '260215		7, 000, 000. 00	7, 540, 312. 50	
		US TREASURY BOND '260815		8, 000, 000. 00	9, 361, 250. 00	
		US TREASURY BOND '261115		5, 000, 000. 00	5, 704, 687. 50	
		US TREASURY BOND '270215		80, 000, 000. 00	92, 600, 000. 00	

種類	通貨	銘柄		銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	US TREASURY BOND	270815		21, 000, 000. 00	23, 680, 781. 25	
		US TREASURY BOND	290815		50, 000, 000. 00	55, 179, 687. 50	
		US TREASURY BOND	300515		220, 000, 000. 00	247, 225, 000. 00	
		US TREASURY NOTE	' 060715		1, 000, 000, 000. 00	1, 003, 125, 000. 00	
		US TREASURY NOTE	070215		465, 000, 000. 00	469, 068, 750. 00	
		US TREASURY NOTE	' 070228		120, 000, 000. 00	118, 490, 625. 60	
		US TREASURY NOTE	070331		1, 290, 000, 000. 00	1, 276, 092, 187. 50	
		US TREASURY NOTE	' 070515		410, 000, 000. 00	416, 406, 250. 00	
		US TREASURY NOTE	' 070515		1, 235, 000, 000. 00	1, 227, 667, 187. 50	
		US TREASURY NOTE	070731		1, 170, 000, 000. 00	1, 154, 917, 974. 60	
		US TREASURY NOTE	' 070815		637, 000, 000. 00	645, 659, 218. 75	
		US TREASURY NOTE	' 070831		220, 000, 000. 00	217, 353, 125. 00	
		US TREASURY NOTE	' 070930		530, 000, 000. 00	523, 209, 375. 00	
		US TREASURY NOTE	' 071031		1, 280, 000, 000. 00	1, 267, 200, 000. 00	
		US TREASURY NOTE			115, 000, 000. 00	113, 778, 125. 00	
		US TREASURY NOTE			385, 000, 000. 00	381, 420, 705. 05	
		US TREASURY NOTE			200, 000, 000. 00	198, 062, 500. 00	
		US TREASURY NOTE			670, 000, 000. 00	676, 385, 937. 50	
		US TREASURY NOTE			450, 000, 000. 00	447, 398, 437. 50	
		US TREASURY NOTE			700, 000, 000. 00	708, 750, 000, 00	
		US TREASURY NOTE			250, 000, 000, 00	253, 828, 125. 00	
		US TREASURY NOTE			680, 000, 000. 00	700, 931, 250. 00	
		US TREASURY NOTE			585, 000, 000. 00	615, 255, 468. 75	
		CO TREMOCRI NOTE	<u> </u>	33	12, 952, 600, 000, 00	13, 053, 651, 008. 37	
	小計		2H1113/4 .		12,002,000,000.00	(1, 430, 941, 223, 537)	
	3 11	組入	時価比率:	26.4%		27.5%	
	カナダ・ドル	CANADIAN GOVT	'060901		50, 000, 000. 00	50, 221, 000. 00	
		CANADIAN GOVT	' 070901		180, 000, 000. 00	180, 916, 200. 00	
		CANADIAN GOVT	090601		90, 000, 000. 00	93, 481, 200. 00	
		CANADIAN GOVT	110601		575, 000, 000. 00	619, 844, 250. 00	
		CANADIAN GOVT	120601		400, 000, 000. 00	419, 892, 000. 00	
		CANADIAN GOVT	' 130601		600, 000, 000. 00	632, 970, 000. 00	
		CANADIAN GOVT	140601		430, 000, 000. 00	448, 859, 800. 00	
		CANADIAN GOVT	150601		330, 000, 000. 00	333, 151, 500. 00	
		CANADIAN GOVT	290601		260, 000, 000. 00	307, 808, 800. 00	
		CANADIAN GOVT	330601		700, 000, 000. 00	844, 375, 000. 00	
		CANADIAN GOVT	370601		60, 000, 000. 00	66, 104, 400. 00	
		CANADIAN GOVI	370001 銘柄数:	11	3, 675, 000, 000. 00	3, 997, 624, 150. 00	
	小計		业口(17) 女 人 ·	11	3, 073, 000, 000. 00	(395, 604, 885, 884)	
	71.11	大 BX	時価比率:	7.3%		7.6%	
	ユーロ	BELGIUM KINGDOM	' 070328	1.070	370, 000, 000. 00	379, 564, 500. 00	
		BELGIUM KINGDOM	070328		310, 000, 000. 00	323, 361, 000. 00	
		BELGIUM KINGDOM	080328		273, 300, 000. 00	296, 708, 145. 00	
			100928		340, 000, 000. 00		
		BELGIUM KINGDOM				368, 526, 000. 00	
		BELGIUM KINGDOM	'120928		375, 000, 000. 00	399, 937, 500. 00	
		BELGIUM KINGDOM	'121224		170, 000, 000. 00	210, 783, 000. 00	
		BELGIUM KINGDOM	130928		70, 000, 000. 00	71, 624, 000. 00	
		BELGIUM KINGDOM	280328		470, 000, 000. 00	550, 276, 000. 00	
		BELGIUM KINGDOM	350328		560, 000, 000. 00	620, 928, 000. 00	
		BUNDES REPUB.	'080104		40, 000, 000. 00	41, 224, 000. 00	

種類	通貨	銘柄		銘柄数 比率	券面総額	評価額	備
国債証券	ユーロ	BUNDES REPUB.	110104		180, 000, 000. 00	192, 006, 000. 00	
		BUNDES REPUB.	120704		650, 000, 000. 00	692, 120, 000. 00	
		BUNDES REPUB.	270704		10, 000, 000. 00	13, 089, 000. 00	
		BUNDES REPUB.	310104		345, 000, 000. 00	407, 652, 000. 00	
		BUNDES REPUB.	340704		850, 000, 000. 00	914, 430, 000. 00	
		ESP GOVT. BOND	' 061031		350, 000, 000. 00	352, 940, 000. 00	
		ESP GOVT. BOND	' 070331		7, 212, 145. 25	7, 469, 618. 83	
		ESP GOVT. BOND	' 071031		160, 000, 000. 00	162, 184, 000. 00	
		ESP GOVT. BOND	' 080131		914, 245, 465. 37	954, 746, 539. 48	
		ESP GOVT. BOND	' 110730		435, 000, 000. 00	469, 234, 500. 00	
		ESP GOVT. BOND	' 120730		230, 000, 000. 00	245, 065, 000. 00	
		ESP GOVT. BOND	' 130131		340, 000, 000. 00	385, 968, 000. 00	
		ESP GOVT. BOND	' 140730		130, 000, 000. 00	137, 761, 000. 00	
		ESP GOVT. BOND	' 150131		160, 000, 000. 00	165, 120, 000. 00	
		ESP GOVT. BOND	' 170730		100, 000, 000. 00	113, 010, 000. 00	
		ESP GOVT. BOND	' 290131		530, 000, 000. 00	660, 698, 000. 00	
		ESP GOVT. BOND	320730		740, 000, 000. 00	905, 464, 000. 00	
		ESP GOVT. BOND	' 370131		500, 000, 000. 00	490, 300, 000. 00	
		FRN GOVT. BOND	' 061025		30, 639, 184. 00	31, 098, 465. 36	
		FRN GOVT. BOND	' 070425		39, 000, 000. 00	39, 818, 610. 00	
		FRN GOVT. BOND	' 070712		1, 290, 000, 000. 00	1, 311, 917, 100. 00	
		FRN GOVT. BOND	' 071025		44, 219, 592. 00	45, 576, 691. 27	
		FRN GOVT. BOND	100425		122, 800, 000, 00	131, 284, 252. 00	
		FRN GOVT. BOND	110425		406, 500, 000. 00	457, 471, 035. 00	
		FRN GOVT. BOND	121025		40, 000, 000. 00	42, 123, 600. 00	
		FRN GOVT. BOND	161025		200, 000, 000. 00	216, 544, 000. 00	
		FRN GOVT. BOND	350425		190, 000, 000. 00	203, 816, 800. 00	
		FRN GOVT. BOND	350425		400, 000, 000. 00	378, 052, 000. 00	
		ITL GOVT. BOND	061101		71, 000, 000. 00	72, 492, 420. 00	
		ITL GOVT. BOND	001101		246, 000, 000. 00	252, 142, 620. 00	H
		ITL GOVT. BOND	070201		40, 000, 000. 00		
						40, 419, 200. 00	
		ITL GOVT. BOND	'070701		87, 500, 000. 00	90, 866, 125. 00	
		ITL GOVT. BOND	'071101		126, 500, 000. 00	131, 291, 820. 00	
		ITL GOVT. BOND	'080501		330, 000, 000. 00	340, 074, 900. 00	
		ITL GOVT. BOND	'101101		242, 400, 000. 00	259, 857, 648. 00	
		ITL GOVT. BOND	'110801		230, 000, 000. 00	245, 462, 900. 00	
		ITL GOVT. BOND	'120201		102, 000, 000. 00	107, 928, 240. 00	
		ITL GOVT. BOND	'170801		545, 000, 000. 00	592, 698, 400. 00	
		ITL GOVT. BOND	271101		251, 000, 000. 00	316, 716, 820. 00	L
		ITL GOVT. BOND	310501		395, 000, 000. 00	475, 508, 900. 00	L
		ITL GOVT. BOND	330201		210, 000, 000. 00	246, 313, 200. 00	
	, 31		銘柄数:	51	15, 249, 316, 386. 62	16, 561, 665, 549. 94	
	小計		and the second			(2, 331, 551, 276, 120)	
			、時価比率:	43.0%		44. 8%	L
	イギリス・ポン		' 061207		45, 000, 000. 00	45, 693, 000. 00	
	F	UK TREASURY	' 070307		118, 000, 000. 00	117, 858, 400. 00	
		UK TREASURY	' 071207		50, 000, 000. 00	51, 875, 000. 00	
		UK TREASURY	' 091207		160, 000, 000. 00	165, 104, 000. 00	
		UK TREASURY	' 101125		9, 600, 000. 00	10, 188, 480. 00	

種類	通貨	銘柄		銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
国債証券	イギリス・ポン	UK TREASURY	' 120307		50, 000, 000. 00	50, 755, 000. 00	
	ド	UK TREASURY	' 150907		120, 000, 000. 00	121, 092, 000. 00	
			銘柄数:	7	552, 600, 000. 00	562, 565, 880. 00	
	小計					(116, 338, 623, 984)	
		組入	、時価比率:	2.1%		2. 2%	
	スウェーデン・	SWED GOVT. BOND	' 070815		2, 000, 000, 000. 00	2, 128, 340, 000. 00	
	クローネ	SWED GOVT. BOND	' 080505		1, 300, 000, 000. 00	1, 386, 840, 000. 00	
		SWED GOVT. BOND	' 090128		1, 200, 000, 000. 00	1, 255, 668, 000. 00	
		SWED GOVT. BOND	' 110315		900, 000, 000. 00	968, 571, 000. 00	
		SWED GOVT. BOND	' 121008		200, 000, 000. 00	220, 620, 000. 00	
		SWED GOVT. BOND	' 140505		950, 000, 000. 00	1, 142, 261, 000. 00	
			銘柄数:	6	6, 550, 000, 000. 00	7, 102, 300, 000. 00	
	小計					(106, 321, 431, 000)	
		組入	、時価比率:	2.0%		2.0%	
	ノルウェー・ク	NORWEGIAN GOVT.	'070115		1, 200, 000, 000. 00	1, 228, 200, 000. 00	
	ローネ	NORWEGIAN GOVT.	' 130515		1, 350, 000, 000. 00	1, 545, 480, 000. 00	
		NORWEGIAN GOVT.	' 150515		1, 400, 000, 000. 00	1, 486, 520, 000. 00	
			銘柄数:	3	3, 950, 000, 000. 00	4, 260, 200, 000. 00	
	小計					(76, 470, 590, 000)	
		組入	、時価比率:	1.4%		1.5%	
	デンマーク・ク ローネ	KINGDOM DENMARK	'071115		105, 000, 000. 00	110, 587, 050. 00	
	ローネ	KINGDOM DENMARK	'091115		2, 000, 000, 000. 00	2, 156, 600, 000. 00	
		KINGDOM DENMARK	' 101115		550, 000, 000. 00	557, 562, 500. 00	
		KINGDOM DENMARK	' 111115		1, 800, 000, 000. 00	1, 996, 470, 000. 00	
		KINGDOM DENMARK	' 131115		3, 800, 000, 000. 00	4, 064, 822, 000. 00	
		KINGDOM DENMARK	' 151115		2, 200, 000, 000. 00	2, 195, 798, 000. 00	
			銘柄数:	6	10, 455, 000, 000. 00	11, 081, 839, 550. 00	
	小計					(209, 225, 130, 704)	
		組入	、時価比率:	3.9%		4.0%	
	オーストラリ	AUD GOVT. BOND	'061115		130, 300, 000. 00	130, 869, 411. 00	
	ア・ドル	AUD GOVT. BOND	' 090915		430, 200, 000. 00	452, 630, 628. 00	
		AUD GOVT. BOND	' 130515		240, 000, 000. 00	249, 832, 800. 00	
		AUD GOVT. BOND	' 150415		270, 000, 000. 00	278, 623, 800. 00	
			銘柄数:	4	1, 070, 500, 000. 00	1, 111, 956, 639. 00	
	小計					(93, 604, 509, 871)	
		組入	、時価比率:	1.7%		1.8%	
	^	> ⊒↓				5, 205, 233, 766, 100	
	T	計				(4, 760, 057, 671, 100)	

- (注1) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
- (注2) 合計金額欄の() 内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。
- (注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であり ます。
 - 第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 資産・負債の状況に関する事項として記載しているため省略しております。



【純資産額計算書】

(平成18年6月30日現在)

I	資産総額	5, 248, 992, 095, 520円
П	負債総額	6, 838, 429, 889円
Ш	純資産総額 (I − II)	5, 242, 153, 665, 631円
IV	発行済数量	6, 730, 016, 233, 154 □
V	1単位(1万口)当たり純資産額(Ⅲ/Ⅳ)	7, 789円

(参考) グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド 純資産額計算書

(平成18年6月30日現在)

I	資産総額	5, 632, 225, 301, 114円
П	負債総額	6, 010, 026, 458円
Ш	純資産総額 (I − II)	5, 626, 215, 274, 656円
IV	発行済数量	4, 159, 803, 390, 430 □
V	1単位(1万口)当たり純資産額(Ⅲ/Ⅳ)	13,525円



設定及び解約の実績



		計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済口数 (口)
第1特定期間	自至	平成9年12月18日 平成10年5月17日	79, 188, 630, 261	0	79, 188, 630, 261
第2特定期間	自至	平成10年5月18日 平成10年11月17日	70, 025, 082, 080	50, 399, 292, 572	98, 814, 419, 769
第3特定期間	自至	平成10年11月18日 平成11年5月17日	48, 962, 455, 904	12, 492, 145, 532	135, 284, 730, 141
第4特定期間	自至	平成11年5月18日 平成11年11月17日	37, 982, 938, 365	17, 708, 533, 133	155, 559, 135, 373
第5特定期間	自至	平成11年11月18日 平成12年5月17日	27, 301, 379, 376	23, 799, 210, 754	159, 061, 303, 995
第6特定期間	自至	平成12年5月18日 平成12年11月17日	94, 906, 702, 388	22, 190, 424, 163	231, 777, 582, 220
第7特定期間	自至	平成12年11月18日 平成13年5月17日	155, 034, 512, 194	58, 564, 935, 590	328, 247, 158, 824
第8特定期間	自至	平成13年5月18日 平成13年11月19日	267, 637, 635, 353	43, 413, 625, 278	552, 471, 168, 899
第9特定期間	自至	平成13年11月20日 平成14年5月17日	383, 405, 344, 710	63, 496, 263, 616	872, 380, 249, 993
第10特定期間	自至	平成14年5月18日 平成14年11月18日	522, 711, 713, 332	74, 676, 596, 442	1, 320, 415, 366, 883
第11特定期間	自至	平成14年11月19日 平成15年5月19日	942, 688, 566, 452	137, 953, 722, 233	2, 125, 150, 211, 102
第12特定期間	自至	平成15年5月20日 平成15年11月17日	1, 051, 955, 788, 960	255, 933, 724, 623	2, 921, 172, 275, 439
第13特定期間	自至	平成15年11月18日 平成16年5月17日	1, 096, 891, 800, 283	162, 657, 404, 093	3, 855, 406, 671, 629
第14特定期間	自至	平成16年5月18日 平成16年11月17日	821, 777, 130, 825	263, 792, 237, 458	4, 413, 391, 564, 996
第15特定期間	自至	平成16年11月18日 平成17年5月17日	1, 087, 337, 809, 845	229, 998, 700, 424	5, 270, 730, 674, 417
第16特定期間	自至	平成17年5月18日 平成17年11月17日	1, 199, 317, 195, 075	297, 242, 009, 364	6, 172, 805, 860, 128
第17特定期間	自至	平成17年11月18日 平成18年5月17日	987, 927, 130, 450	505, 506, 048, 745	6, 655, 226, 941, 833
	自至	平成18年5月18日 平成18年6月30日	186, 460, 308, 037	111, 671, 016, 716	6, 730, 016, 233, 154

⁽注) 第1特定期間の設定口数には当初設定時の設定口数を含んでおります。

国際投信投資顧問株式会社

Kokusai Asset Management Co., Ltd. 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号(〒100-0005)

oo 0120-759311

平日9:00~17:00 土・日・祝日を除く(半休日のときは午前9時~正午)

http://www.kokusai-am.co.jp

国際投信投資顧問株式会社

Kokusai Asset Management Co., Ltd. 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号(〒100-0005)

∞ 0120-759311

平日9:00~17:00 土・日・祝日を除く(半休日のときは午前9時~正午)

http://www.kokusai-am.co.jp